

ところでございますが、看護系大学また大学院の整備の状況、あるいは今後の整備方針はどうかをお尋ねいたします。

○佐々木政府委員 看護婦の育成につきましては、平成四年に看護婦等の人材確保の促進に関する法律が制定されております。これに基づきまして、文部省、厚生省及び労働省の共同により、看護婦等の確保促進措置に関する基本方針が策定をされております。

そこでは、資質の高い看護婦等の養成を行う看護教育の充実を図ること、看護婦養成所における教員など指導者の育成を図る、そういう観点から、看護系大学の整備充実を一層推進していく必要があります。このふうにされておるところでございます。

文部省といたしましては、この基本方針に沿って国立大学における看護学科等の整備を進めておりますし、また、公立私立大学の設置認可におきましても、この分野については大学新增設の抑制の基本方針の例外として取り扱い、それを通じて看護系大学の整備に努めておるところでございます。

この結果、看護系の大学は、平成三年度には国公私合わせて十一大学でございましたが、平成十一年度には、新設予定も含めまして、國公私合わせて六十五大学というふうに急増が見込まれるところでございます。

また、看護系大学院につきましては、今後ますます必要とされます大学等の教員や研究者の育成を図るために積極的に進めておりまして、平成三年度には、修士課程が五、博士課程が二でございましたが、平成十一年度には、設置予定も含めまして、修士課程が二十二、博士課程が七となる予定でございます。

今後とも、厚生省など関係省庁と十分連携を図りながら、國公私立大学を通じて、看護系大学及び大学院の整備に積極的に対応してまいりたいと考えております。

○大野(松)委員 そうした対応をしていただきま

す中で、地域福祉の充実の上でも、将来にわたつて十分な医療サービスの提供に必要な看護婦等を確保していくために、大学、短期大学あるいはまた専修学校などの教育機関で人材養成を現に行つております。そうした中で、看護婦養成の全体計画とこれまでの達成状況、あるいは今後の達成の見通し、これらにつきましては、今後とも厚生省と文部省が十分連携をして看護婦等の養成を推進することが肝要だ、こう思っておりますが、厚生省の対応につきましてお伺いいたします。

○久常説明員 看護婦等の人材確保につきましては、平成三年に策定されました看護職員需給見通しにおいておきました。平成十二年に百十五万九千人で需給が均衡することになつております。平成四年に制定されました看護婦等の人材確保の促進に関する法律及び基本指針に基づきまして、その達成に向けた各般の人材確保の対策を講じております。

看護婦等の養成に関しては、養成数が平成三年には約四万一千人でございましたけれども、平成九年には五万二千人と、その拡充を図ってきております。平成八年には、看護職員の需給見通しを少し上回りまして百三万三千人と、その需給見通しも順調に推移しております。今後も、引き続きまして、看護職員の確保対策を推進することにしていきたいと思っております。

また、看護婦等の養成に関しましては、先ほど先生もおっしゃいましたように、今後の十八歳人口の減少、さらには高学歴志向を踏まえますと、看護系大学等における看護職員の養成確保は非常に重要な課題であります。医療の抜本改革に関しましても、医療の効果を進めていくには、諸外国でも我が国の先駆的な病院等でも、修士課程を出ました専門看護婦の役割が非常に重視されておりま

ていくことが非常に重要であると考えております。

○大野(松)委員 そうした整備充実をさらにお願ひしたいと思うわけでございますが、今、少子・高齢化社会を迎えまして、実は、各市町村におきましては、住民の多様なニーズに対応した、身近で利用頻度の高い保健医療・福祉サービスを提供していかなければなりません。

それぞれの地域の健康問題を把握して、それを解決するため、保健婦の果たす役割が極めて大きくなっています。人生八十年の時代を迎えて、生涯健康、生涯福祉、生涯学習のシステムを確立することも大事でございますが、その意味で、保健婦に期待するものは極めて大きいものがあるわけでございます。

現実は、人材は非常に不足をいたしております。文部省としても、保健婦の養成に積極的ななかわりが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木政府委員 御指摘のとおり、保健医療を取り巻く環境の変化等に伴いまして、健康に対する国民のニーズというものが非常に多様化しております。とりわけ、地域社会における住民の健康の維持向上を図る上で、保健婦に求められる役割といいうものが非常に大きくなってきておるわけでございます。

文部省といたしましては、保健婦につきましては、従来、一部の看護系短期大学の専攻科において主として養成を行ってきたわけでございますが、近年の保健婦に対するニーズの高まりに対応するためには、量を確保するとともに、質の高い保健婦の養成が重要である、そういう考え方方に立ちまして、看護系大学での養成を進めているところでございます。看護系大学においては、そのほとんどに保健婦養成課程が設置されていることから、卒業時に保健婦の受験資格も取得できることとなっております。

今後とも、看護系大学における保健婦養成を推進し、質の高い保健婦の育成に取り組んでまいりたいと思います。

たいと考えておるところでございます。

○大野(松)委員 ありがとうございます。

それと、現に看護婦として勤務されている方々の中には、近年の医療の高度化等に伴いまして、さらに四年制大学でより高度な教育を受けたい、こう望んでおられる方が多いよう仄聞をいたしております。

現職の看護婦のためには、例えば編入学などについても容易にするなどの工夫が必要ではないかと思いますが、お考えはいかがでしようか。

○佐々木政府委員 現職看護の大学への進学希望にこたえるべく、看護系大学におきましては、社会人特別選抜を実施したり、あるいは編入学定期を設定するなどして、現職看護の学習意欲にこたえる取り組みを実施しております。

大学への編入学は、現在のところ、看護系短期大学卒業生について認められておるわけでございますが、今回、一定の専門学校卒業者についても編入学を認めることが適当である、そういう観点に立って、学校教育法の所要な改正を行つたための法律案を今国会に提出しておるところでございます。

看護婦分野については従来から多数の専門学校が存在しております。これを卒業した現職の看護婦から、大学への編入学を求める強い御要望があつたところでございます。今回の改正は、こうした要望にこたえることになろうかと考えておるところでございます。

今後とも、各大学において、社会人特別選抜や編入学制度を活用し、現職の看護婦の学習意欲にこたえていくよう、さらに再教育等の機会が充実されるように、文部省としても適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○大野(松)委員 今回のこの法律案は、短大を廃止して大学学部へ移行するものでございますが、最近こうした傾向が多いよう見受けられます。

高学歴志向、より高度な教育内容を求める背景などによりまして、こうした短大から大学学部へという変化だらうと思いますが、その一方で、統

計などによりますと、短大の進学率は一三%で、専門学校への進学率は一六%。こういうような数字も出ております。殊に専門学校については、専門士の称号を与えることによりまして関心や志向が高まっているようでございます。

今後の短期大学のあり方というのも改めて考え
る必要があるのではないかと思いますが、この点
につきましてお示しいただきたいと思います。
○佐々木政府委員 現在、十八歳人口の減少に伴
いまして、高等教育機関への進学者数というものの
が減少しております。また、高学歴志向といふこと
とで、四年制大学への志向も非常に強つございま
す。と同時に、専門的な資格を求める観点から専
門学校を希望する学生も非常にふえておる。そつ
いう中で、短期大学といいたしましては、率直に申
し上げて、学生数の確保に苦労しておる現状にござ
います。

したがいまして、短期大学といたしましては、例えばでござりますけれども、需要の高い学科分野、例えは情報処理関係に学科構成を変更するとか、あるいはより高次の資格が求められるようになると、科目内容を変えていくとか、さらには、四年制への編入学を幅広く認めるとか、それぞれの短期大学が個性というものをより強く打ち出して、学生のニーズにこたえていくような工夫、改善を図っていくことが必要であろうと考えておるところでございます。

○大野(松)委員 最後に、文部大臣にお伺いをさせていただきます。

医療サービスの充璧を期していくためには、患者の状況に的確に対応して、医療に携わるところの人たちが一体となつて取り組む、言うなればチーム医療が欠かせない、こう思つております。また、介護の需要の増大等に伴いまして、今後一層、医療と保健、福祉との連携が重要となるはずでございます。

このようなチーム医療、医療と保健、福祉との連携をより円滑に実施できるようしていくためには、大学における養成の段階から、医療関係学

部における教育内容の改善充実が必要だと考えております。大臣の御所見をお伺いいたします。

○町村国務大臣 大野委員、大変重要なポイントを御指摘いただいたと思っております。

チーム医療、あるいは保健・福祉と医療との連携というのは、今御指摘にあつたような介護の問題を初め、さまざまな分野においてこれが求められているという社会状況にあると私どもも受けとめております。

こうしたことを背景にいたしまして、文部省では二十一世紀医学・医療懇談会というものを設置をしておりまして、平成八年そして平成九年、二回にわたりましてその御報告をいただいております。の中では、育成段階から各職種間に共通の価値観を育てていくことが重要であろう、そういう観点に立ちまして、福祉・医療・保健に関する職種間の連携強化を図るための教育内容の改善というものを具体的に御提言いただいております。

各大学の医学部関係者でも、そのことを受けていろいろな工夫をしていただいているところであります。入学後ができるだけ早い時期に老人保健施設等で介護の体験をしてみるといったようなこと、あるいは異なる学科の学生が共通に履修する科目を設けるといったようないろいろな工夫が始まっている状況であります。私も大変意を強くしているわけであります。

今後とも、文部省もこうした方向で、先生御指摘のような人材が育ちますように、さらに一層の改善充実のために努力をしてまいりたい、そのための指導も行ってまいりたいと考えております。

○大野(松)委員 ありがとうございました。

時間が参りましたので、本法案の成立を期待いたしまして、私の質問を終ります。ありがとうございました。

○高橋委員長 次に、肥田美代子君。

○肥田委員 民主党の肥田美代子でございます。

ただいま提案されております国立学校設置法一部改正案に関連いたしまして質問させていただき

本法案の趣旨は、医療の高度化、専門化等によって看護教育の四年制課程の人才の育成が必要になったということをございましょうが、平成五年より九年までの間で結構ですから、四年制看護大学の設置状況について教えてください。

○佐々木政府委員 平成五年度に看護系大学の数は二十二校ございましたが、平成十年度には五十四校となつてございます。そして、平成十年度には、新設予定を含めまして六十五校となる予定でございます。

○肥田委員 七年、八年の数はお持ちじゃありませんか。

○佐々木政府委員 平成七年度は四十一校、平成八年度は四十七校でございます。

○肥田委員 年々確かにふえてきていると思います。

日進月歩する先端医療に対応するためには、四年制看護大学はこういうふうに増加していくことが国民のニーズであろうと私は思います。

国民の疾病構造の変化もございますし、患者の皆様のニーズの多様化ということもござります。それを考えますと、医療従事者に対する教育の充実は我が国の重大な課題である、そして教育課程改革の延長を含む対策はもちろん当然のことであろうと私は思います。

ところで、薬剤師教育も私は例外ではないと申しますが、その「修業年限の延長も視野に入れながら」という答弁に、事務の方ではどういうふうに憲法上、この一年間作業を進めてくださったかというとを私は伺いたいと思います。

○佐々木政府委員 文部省いたしましては、薬学教育の改善のため、当面、大学院の整備、学部カリキュラムの改善及び実習の充実に努めておるところでございます。

具体的には、薬学系大学院の整備につきましては、文部省の薬学教育の改善に関する調査研究協力者は、平成元年度に大学院の医療・薬学系専攻を三、国立大学に設置することとしているほか、四私立大学においても設置をされる予定となつております。

また、学部カリキュラムの改善につきましては、文部省の薬学教育の改善に示されたモデルカリキュラムを参考としつつ、現在、各大学において改善充実に向けた取り組みが行われているところであります。文部省いたしましては、その改善状況、あるいは改善に当たつての各大学の課題の把握に努めているところでございます。

さらに、病院や薬局での実務実習につきましては、関係団体で構成される薬学教育協議会が取り組んでいる一ヶ月の実務実習の実施に向けた研究、調整等に対応をすべく、各國公私立大学附属病院長に対して、薬学部学生の積極的な受け入れについて要請するなどの支援を行つてあるところでございます。

文部省いたしましては、これらの薬学教育改善の進捗状況、あるいは医療現場のニーズの動向なども見ながら、教育年限の延長も視野に入れつつ、薬学教育の充実方策について引き続き検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○肥田委員 大変御努力いただいていると思います。

ただ、今御答弁の大学院の新設、実務実習、それからカリキュラムについての改善、この三つのどれが修業年限の延長も視野に入れたということになるのでしょうか。

○佐々木政府委員 六年制にするということになりますと、現在、四年制の教官あるいは施設設備ではこれを実現することがやはり困難でございます。

具体的には、薬学部の入学定員が七千七百人ほどあるわけでございますけれども、これがそのまま修習課程レベルの教育を受けるということになります。そこでございます。現在の修士課程の入学定員が千六百人強でございますので、その修習課程というものが充実をされませんと、四年を六年に年限延長するといふことがなかなか困難なわけでございまして、文部省いたしましては、積極的に修習課程の拡充を図る、そういう施設といふのが必ず必要であるといふに考えておるところでございます。

○肥田委員 今すぐにはちょっと無理ですよといふような雰囲気の御答弁のようでしたけれども、

看護大学もこうやって年々かなりの数でふえてお

ります。文部省がその気になれば整備充実とい

うのは率先して進めていけると私は思うのです。で

すから余りできない理由をお探しのたゞに、

もう少し前へ進めていただきたいと思うのですけ

れども、大臣、いかがでしよう。

○町村国務大臣 肥田委員、かねてより薬学教育

の充実につきまして大変な御熱意とまた御意見を

いただいておりますことをよく承知いたしております。

昨年の小杉大臣の答弁も、私も改めて識事

録をよく読ませていただきました。

その委員と小杉大臣とのやりとりも踏まえてお

答えをさせていただきますが、今局長が答弁を申

し上げましたように、確かに学部の学生の数と修

習年限についてかなり積極的な御議論もいただ

いているし、姿勢も感じられるよう思います。

大臣のお話もございましたように、昨年よりは

一步進めていたいたかなといふには感じま

すけれども、この議論はもう十年、二十年続いて

おります。厚生省も積極的な姿勢を見せておりま

せんから、文部省も頑張っていただき

けてございますから、文部省も頑張っていただき

ます。

○肥田委員 私は、文部省は、看護婦とか医師の

教育年限についてかなり積極的な御議論もいた

ながらということで進めてまいりますし、また、

大学院全体の方につきまして大学審議会で目

下精勤的御審議をいたしておりますが、その

中で多分皆さん方から相当出ております議論

は、薬学の分野を含めて、大学院の抜本的な充実、

量的拡大、もちろん質も伴わなければなりません

が、そういう方向性が多分間違った打ち出され

てくるであろう、こう私どもは思つております。

そのため、今後鋭意取り組んでいくべき課題であ

る。

ただ、もう一つは、それぞれの大学の判断とい

うのもまたありますので、余り文部省がどうです

か、どうですかと、もちろん方向はお示しいたし

ますが、各大学の方でもそれを受け入れる体制な

り心構えなりといふものもまた順次整備されてい

る。かなければならぬ。その辺の実態と目標が相

まってこれから進められていくべき大きな課題で

あります。

○肥田委員 あろう、かように受けとめております。

○肥田委員 医師については、現在、医師法にお

いて卒後臨床研修の義務化を進め、そ

うふうに発言していらっしゃつて、大学関係者

とも意見調整をなさつて、来年の通常国会で

改正について検討してもらえるよう準備を進めた

いという報道もございました。

この卒後二年の研修を受けなければ医者として

仕事が始められないといふ意味においては、実質

的に医師教育は八年になるといふに文部省

は理解されますか。

○佐々木政府委員 御指摘の点は、あくまで卒後

の臨床研修ということございますので、医師養

成のための教育としては従来どおり六年であると

いうところにはなかなか踏み切る状況にはな

いのかなと思っております。

ただ、明らかに方向としては、小杉大臣の答弁

もありますように、教育年限の延長も視野に入れ

ながらということで進めてまいりますし、また、

大学院全体の方につきまして大学審議会で目

下精勤的御審議をいたしておりますが、その

中で多分皆さん方から相当出ております議論

は、薬学の分野を含めて、大学院の抜本的な充実、

量的拡大、もちろん質も伴わなければなりません

といふことだと思つております。

これまで薬剤使用の不幸な事件が起きたこと

や、医療保険の中で薬剤費の割合がうんと高くて

保険がパンク寸前であるという状況を生み出した

一つの理由は、やはり薬剤師のチェック機能がこ

の国では十分に働いていなかつたのだと私は思つ

われでございますが、薬剤師はこの国で十分に能

力を発揮できているかどうか、大臣は、このこと

に関してはどうお考えでしようか。

○町村国務大臣 私、たまさか昨年一年間厚生委

員長という役割を仰せつかりまして、その折にも

肥田委員を初め大勢の皆さん方が薬剤師の重要性

について指摘をしておられるそのやりとりなども

勉強させていただきましたし、また地元に帰りました

り、また教えたたく機会もございました。

そういう中のささやかな体験で申し上げます

で当を得てないかもしませんが、確かに日本

の医療の中で薬剤師の役割といふのが十分で

あつたかどうかといえば、先生御指摘のように、

もつともつとその能力が發揮できる体制が整備さ

れていてもよかつたのだろうな、こう思ひます。

そういう中で、例えば医薬分業のお話をござい

ます。それから、平成九

年十二月十七日には改正医療法が公布されま

して、いわゆるインフォームド・コンセント、すなわ

ち医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の

担当手は患者に対して十分な説明をしなければい

けないといふに規定されています。要する

に薬剤師は、薬剤師法と医療法の両面から患者に

対する薬剤情報提供、服薬指導、そういうことを

行うことが義務づけられたわけです。

ただ、私は、この国が大変不幸な道をたどつてき

たと感じておるのは、これは委員会で何度も

申し上げましたが、実は医薬分業が完全にできて

いない国はG7の中でも日本だけなのです。この完

全医薬分業ができるなかた理由はさまざま、歴史

たと感じておるのは、これは委員会で何度も

申しあげましたが、実は医薬分業が完全にできて

いない国はG7の中でも日本だけなのです。この完

全医薬分業ができるなかた理由はさまざま、歴史</p

いっていることを私ははつきりと頭にたたき込ませていただきたいと思いますが、薬剤師に自助努力力をさせるだけでは、医療の今の状況というのはやはりなかなか改善しないと私は思います。

先ほども申し上げましたけれども、医療保険の中で薬代がどんどん高くなつた理由の一つには、薬剤師が十分その役目を果たせなかつたことがあつたと思います。

繰り返し申し上げますが、この薬学教育六年といふのは、私は単に薬剤師のエゴで主張していることではないと思いますので、しつかりともう一度考え直していただきたく、最後に町村文部大臣に誠実なお答えを求めて、質問を終わります。

○町村国務大臣 薬剤師の重要性は、決してそれらのエゴとかいうことではなくて、まさに日本の医療の中でさらにより大きな役割を薬剤師の皆さへにも果たしていただきたいという期待を込めて申し上げたわけでございます。

そのようなことを含め、今委員の御指摘のようなこと、私ども大変重要な課題である、こう受けとめておりますので、今後とも誠実に対応してまいりたいと考えております。

○肥田委員 ありがとうございました。

○高橋委員長 次に、池坊保子さん。

○池坊委員 新党平和の池坊保子でございます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案について、二、三伺いたいと思います。

平成五年からことにかけて八校が三年制から四年制に移行いたしました。まだ十五校が残つているわけですが、けれども、その十五校も逐次移行なさるおつもりなのか。

それと、移行なさるには確たる理由があるからだと思います。ただ三年から四年にしたら高度な専門的な知識が養われる、そして質の高い看護婦さんが養成されるというのには、これは当然のことですけれども、それならば三年でも四年でも、四年からもう一年、五年にしてもいいということになると、なつてしまつわけで、これはどうしてもそうしなければならないという確たる理由がおありになる

のではないかと思いますので、それを伺いたいと存じます。

今までは、大学卒の看護婦と短期大学卒の看護婦において質的な差異があるわけではございません。
今回、大学卒の看護婦が強く要請されますのは先ほど申し上げましたところでございますが、例えは、今後、自宅での訪問看護を行う、そういうことが十二分にできる看護婦の養成というものが必要でございますし、また、看護婦養成所等において看護婦を育成する仕事、そういった指導に携わる人材というものも必要でございます。そういう観点から大学における看護婦養成を進めておるところでございます。
○池坊委員 受け皿は多分病院になると思いますけれども、その場合、三年で出ても四年で出ても同じ看護婦の資格を取つて入っていくわけですかられども、そのときに受け皿の方でいろいろな摩擦が起るというようなことはないのでしょうか。
○佐々木政府委員 数字的なことを最初に申し上げさせていただきますが、平成九年三月の看護系大学卒業直後の進路状況を見ますと、看護婦等として就業している者が千五十一人でございますが、そのうち病院で勤務している者が七百八十三人となってございます。また、今後、大学卒業をした看護婦を採用したい、そういう希望を持つている病院が平成七年の調査では六七・四%となります。
このように、病院等医療現場での大学卒業の看護婦に対するニーズは非常に高うございますので、それぞれの病院においては、大学卒業をした看護婦と、それ以外の経路で看護婦になつた方とをそれぞれの人事方針に従つて採用し配置をしておるところでございまして、両者の間に特に問題があるというふうには聞いて知らないところでござります。
○池坊委員 わかりました。
では、ちょっと質問を変えさせていただきます。
先日、大臣は、所信表明の文化の振興の中で、昨年十月に開場した新国立劇場の整備拡充を含めた芸術文化創造活動の基盤整備を図りたいというふ

うにおっしゃいました。

多分、そのようなお考えだからだと存じますけれども、新国立劇場は維持費として五十三億の予算が組まれております。これは一〇〇%稼働しても五十三億だということで、私はばつと見ましたとき、高いなという印象を受けました。高い、安いというのはその人の価値観でございますから、高くなのだと言わされたらそれまでございりますけれども。

五十三億というのは一体一般的にはどういうお金かと申しますと、私は京都に住んでおりますが、その郊外にございます丹波町は九千二百二十九人の人が生活しております。その一年間の予算が五十五億でござります。隣の滋賀県の土山町には九千六百三十九人の人がいて、その町は五十三億が一年間の予算である。また、京都の宇治田原町では九千五百十七人の人間が五十五億の予算の中で生きている。つまり、約一万人の町の予算が新国立劇場と同じだと思つてもいいわけでございまして、そういうことを考えて、大臣はどうのにお考えになるかお聞かせいただきとうございます。

○町村国務大臣　この新国立劇場、長い長い関係者の御努力、先般ある方から聞きましらば、藤原義江先生は昭和二十年代からこの新しい国立劇場の創設とすることで動いておられたというお話を聞きまして、昨年の十月十日の日にこけら落としに至った。関係者の大変な御努力と喜びであつたのだろうと思っております。

今五十三億というお話をございました。内訳は必要あらば局長から御説明をさせますが、私は、まさにこれを高いと見るか低いと見るかといふことについては、相当これは価値判断が分かれるのだろうなと思っております。

確かに、ヨーロッパとアメリカとでは、この行方が相当違つてゐると思います。ヨーロッパは、国であれ地方自治体であれ、オペラでありますとかそういう舞台芸術その他に相当國や何かがお金を出します。極端に言うともう丸抱えと言つてもいいぐらい。それに対してアメリカ方式といふのが

じかよつと下ぐらかな感じでございま

す。劇場として収入も上げなければいけない一方、基本的な役割もございますので、先生おおっしゃるようになります。しかし、その席がございますので、そ

ういった席も活用して、多くの方にご覧いただ

くように今後とも努力したいと思つてあります。

○池坊委員 何か長々と御説明いただきました。

たくさんのこと申しあげたいのですけれども

時間が参りましたので、最後に大臣に、日本の文

化の振興に対してもどうな考えを持ってい

らっしゃるか、お伺いしたいと思います。

と申しますのは、いつも教育指針の中で、總理

も大臣も日本の文化の振興の重要性を説かれてい

らっしゃいます。私も文化に長いこと携つてき

た人間でござりますから、あらゆる分野において

文化が振興されていてほしいというふうに願つ

ております。

多くの日本の誇るべき伝統文化は、大衆に支え

られ、自助努力によって今まで続いてまいりま

した。でも、伝えるべきすべき力で支えることができなく消え

てしまつた伝統文化がござります。もし、そのと

きに行政がちょっと手をかしておあげになつたな

らば、それはすばらしい文化として次の世代に受け渡していくことができるのに思つて、私は残念に思つております。

日本の文化振興は、何も立派な器をつくること

ではなくて、きめ細やかな、地方に生きている例

えば盆踊りとかお祭りとか民謡とか、そういう

ことを保護することこそが私は文化の振興ではない

かといふうに思つております。それを思いま

すときには、具体的にそのような施策がなされてい

ることはまず少ないのではないかと残念に思いま

すので、その辺も含めて大臣の御見解をお聞かせ

いただきたいと思います。

○町村国務大臣 委員がまさにその生涯をこれま

でも、日本の伝統の華道あるいは茶道、あるいは

それ以外のいろいろな伝統演劇等々もございま

しょ、そうした分野に大変な御努力をしてこら

れたことを私は高く、またありがたく思つている

ところでございます。

そうした伝統的なもの、あるいはパレエであり

ますとかオペラでありますとか、そういうむしろ

新しい舞台芸術の分野、あるいは今御指摘のあつ

たような地域に根差したさまざまな文化活動、そ

ういうものにこれからどのように国として取り組

んでいくかという大変大きな課題であろうと思つ

ております。

私も所信の中では、文化大国を目指したいとい

うことを申し上げました。今まで、ややもするとや

はり戦後の中での経済復興が優先をされ、国の予

算もそちらの方にずっとシフトしてきたのは間違

いはないのだろうと思つますが、そろそろ二十一

世紀を目前に控えまして、今までの大きな日本の

予算分配のあり方というものも、そうしたハード

をつくるということよりは、オペラ劇場の一つぐ

らいあつてもいいと私は思つてますが、それ

を含めて、予算一つとっても、ハードよりはいろ

いろな、文化でありますとかあるいは医療でありますとか福祉でありますとか、そういうソフトの

分野にだんだんこれからシフトしていくのが国の大

きな流れの変化であるべきだし、またそのよう

に持つていくことが私ども政治家の務めではない

だろうか。

そのような大きな流れの中に立つてこれから

も、文部省もややもすると文化庁といつ組

織があることにちよつと甘えていた面もあるかも

りませんが、その中身の充実、これらの施策の展開ということに大いに努力をしていく、そ

の独立法人化について、まず大臣のお考えをお聞

かせ願いたいと思います。

○町村国務大臣 昨年十二月の行政改革会議の最

終報告の中では、一つの選択肢となり得る可能性

はあるけれども早急に結論は出せない、こういう

独立法人化に関する一定の結論に達したわけでござります。

この独立法人化の議論、いろいろな、またそれ

ぞれのイメージがあるのだろうと思つますが、少

なくとも昨年、あの行政改革会議を中心とした議論さ

れておりました独立行政法人のイメージというも

のは、ややもすると定型化した業務をそこで独立

採算に、ある三年なり五年なりの間に持つていく

というようなことがやはり大変強く議論をされて

おりました。

○池坊委員 文化大国を目指すにふさわしい振興

をしていただけますよう祈つて、私の質問を終わ

らせていただきます。ありがとうございました。

○高橋委員長 次に、西博義君。

○西委員 自由党の西博義でございます。私は、

国立学校設置法の一部を改正する法律案に関連い

たしまして、特に高等教育の改革等について、大

臣並びに関係の皆さんに御質問申し上げないと存

じます。

今国会、中央省庁等改革基本法案が提出されて

おります。その中で、国立大学の改革が盛り込まれて

いるわけでございます。さらに平成九年十月三十一日、大学審への諮問において、町村文部大臣は、国立、公立、私立の役割分担について検討す

るよう、こういう指示を出されました。特に、組織

運営面で各大学の自由度を高めて、そして自律

的運営を行えるようなシステム、また大学の評

価システムについて検討するよう、こういう指

示を出されました。

そこで、大学がよりその自律性を發揮できる方

法として、従来から国立大学の独立法人化、エー

ジエンシー構想というのが提唱されております。

今回提出されましたこの基本法案では、独立行政

法人制度の導入をも視野に入れたと思われる改革

というが盛り込まれております。この国立学校

の独立法人化について、まず大臣のお考えをお聞

かせ願いたいと思います。

○町村国務大臣 昨年十二月の行政改革会議の最

終報告の中では、一つの選択肢となり得る可能性

はあるけれども早急に結論は出せない、こういう

独立法人化に関する一定の結論に達したわけでござります。

この独立法人化の議論、いろいろな、またそれ

ぞれのイメージがあるのだろうと思つますが、少

なくとも昨年、あの行政改革会議を中心とした議論さ

れておりました独立行政法人のイメージというも

のは、ややもすると定型化した業務をそこで独立

採算に、ある三年なり五年なりの間に持つていく

というようなことがやはり大変強く議論をされて

おりました。

○西委員 独立法人化がいわゆる定型化をイメー

ジしているのか、もつと自律性を高めるための独

立法法人化かという議論が根底のところであるんだ

ろうと思うのですが、そのことを視野に入れま

で、場合によつては、これはすべてを一律に独立

法人化するということではなくて、例えば、地域

における大学の配置の偏りを是正するという観点

から大都市部の大学をやるとか、採算がとれる大

学とかいうか、そういう見方も一部あるのではないか

かといふうに思います。

方を考えてみたときに、定型的な業務であるかと

いえば、これは非常に多種多様、またそれぞれ

大学の独自性、自主性というのも尊重していか

なければならぬという意味でなかなか定型業務

ではないだろう。あるいは一つの研究を始める

とやはり五年、十年、そしてその成果が常にいいパ

フォーマンスが出るかというと、それは結果とし

て失敗に終わるかもしれない。仕事もいろいろ幅

広くやることによって、だからこそやはり大学の

存在価値がある。こんなふうに受けとめてお

ります。

しかし、だからといって、各大学の自律性、自主

性というものを尊重しないでいいかといえばそ

うではありませんで、人事とか会計とか財務とかい

いろいろな面でもっともっと努力をする必要がある

し、同時にそれぞれの大学も、ある意味では文部

省のいろいろな指示でありますとか方針に、どう

せおれたちちは国立大学なんだということで安住し

てもらつては困るので、場合によれば、ちょっと

表現は悪うございますが、今後ともそれぞれの大

学が今の形で維持できるかどうかわからない大変

厳しい状態にありますよという厳しい自覚は持つ

ていただきたいということは別途大学に申し上げ

たい、そんな思いを込めて昨年十月の諮問を行つ

たところでございます。

○西委員 独立法人化がいわゆる定型化をイメー

ジしているのか、もつと自律性を高めるための独

立法法人化かという議論が根底のところであるんだ

ろうと思うのですが、そのことを視野に入れま

で、場合によつては、これはすべてを一律に独立

法人化するということではなくて、例えば、地域

における大学の配置の偏りを是正するという観点

から大都市部の大学をやるとか、採算がとれる大

学とかいうか、そういう見方も一部あるのではない

かといふうに思います。

私、そんなことも視野に入れながら、仮に国立大学を今後存続させるというか、そのまま国立という形を持つていくその基準として三つを考えたいと思つてゐるんです。

一つは、基礎研究それから高度な研究を行うという観点、それから、バランスのとれた地域配置に考慮した部分で「国立」と、こういう感覚、それから、時代の要請に機敏に対応できる、今議論になつてゐる看護とか情報とかいうことも一つだと思つてゐるですが、そういう三つの観点が「国立」という意味での重要な視点ではないか、こう考えておりますが、大臣の御所見をお願いしたいと思います。

○町村国務大臣 今、国立大学存続の三つの視点は、という貴重な御提言をいただきました。確かに今言われた三つは、それぞれ現実に今それだけの機能を十分国立大学が果たしているかということをちょっと置いて考えますと、期待なり方向としては今先生御指摘のとおりだらうと思います。

特に博士課程等々になりますと、どうしてもこれは国立大学が重要な役割を果たさざるを得ないというのが今の姿でありますし、それから地域別に見たときに、私立大学の大部分、八割ぐらいが三大都市圏に集中をしておりまして、それ以外の地域には公立がやはり役割を果たしていくといふいう姿、遠くに、大都会に子供を国内留学をさせて高い親の仕送りというのはやはり余りいい姿ではないのだろうなど、こう思つたりもいたしております。

それから、理工系でありますとかあるいは医療系でありますとかあるいは情報関係とか、そういった特に新しいニーズがあるところ、そして同時に、地域の活性化に役立つような、地域を開かれ、今まで少し地域に閉ざされた国立大学というイメージがありましたが、これからはもつと開かれていかなければなりません。

そういう意味で私は、今委員御指摘のこの三つの視点というのは非常にこれから国立大学の方として重要でありますし、また、そういう意識で今それぞれの国立大学でも改革を進めていただ

いていると思っておりますが、まだまだその取り組みが足らないと思われる大学もあるようございましたので、一層の努力を促してまいりたいと考

えておりますし、さらには何か御議論があるかどうかということで、今大学審議会でも御検討いただいています。

○西委員 大変積極的な大学改革に関する大臣の御所見をちょうだいいたしました。

先ほどちょっと議論になりましたけれども、次に、大学院のことについて若干御質問を申し上げたいと思います。

大臣は、先ほど申し上げました昨年十月の大学審においても、このようにおっしゃつておられま

す。これは「二十一世紀の大学像と今後の改革方策について」というタイトルがついておりますが、その中で、大学院について、「全体として見れば、学者数三十万人を目標とするなどの具体的整備目標について御検討いただきたい」、非常に厳しい

状況においても、これから将来像を見据えた諮問を提案されました。

もちろん大臣は十分御承知のことだと思いますが、オーバードクター等が常に約二割程度でしょ

うか、いるという、こういう就職の問題が一つ出てまいります。大学院の量的な拡充を図れば、ま

は漸次減少の傾向にはござります。

オーバードクターとして学内にとどまっている事情というのは必ずしも一様ではございません

で、例えば、研究を続けながら適切な就職の機会

どうかということで、今大学審議会でも御検討いただいています。

○西委員 大変積極的な大学改革に関する大臣の御所見をちょうだいいたしました。

先ほどちょっと議論になりましたけれども、次に

大学院のことについて若干御質問を申し上げたいと思います。

大臣は、先ほど申し上げました昨年十月の大学審においても、このようにおっしゃつておられま

す。これは「二十一世紀の大学像と今後の改革方策について」というタイトルがついておりますが、その中で、大学院について、「全体として見れば、学者数三十万人を目標とするなどの具体的整備目標について御検討いただきたい」、非常に厳しい

状況においても、これから将来像を見据えた諮問を提案されました。

もちろん大臣は十分御承知のことだと思いますが、オーバードクター等が常に約二割程度でしょ

うか、いるという、こういう就職の問題が一つ出てまいります。大学院の量的な拡充を図れば、ま

すますこの卒業者の就職問題というのが大きくなつていくだらう、こう思つておりますが、このことに関することに見る現状認識と、それから今後の雇用の

ことに関しても見ておきたいと思います。

○佐々木政府委員 平成九年の三月のデータでございますけれども、大学院修士課程卒業者の就職率は六八%でございます。また、博士課程卒業者の就職率は六三%でございます。

その博士課程につきましては、從来からいわゆるオーバードクターが問題となつておるわけでござりますが、近年、博士課程在学者が急速に増加しているのに対しまして、オーバードクターの

項目になつております。過去五年間、最近五年間の卒業生の無業者の率をちょっと挙げてみますと、七・三%から一一・五%という急速な高まりを示しております。これが一つです。

二つ目は、特に文系を専攻している女子の大学院卒業生が、修士課程では二割から三割、博士課程では四割から五割の人が就職できないという結果が出ております。

三つ目が、「無業者」とは別に「その他」という項目がありまして、ここがまた悩ましい。中身のちよつとわかりにくいところなんですが、お聞きしたところが、それぞれのいろいろな理由があつたところでござります。

○西委員 この問題につきましては、社会のニーズにこたえ得るような魅力ある大学院というものをまず構成していくことが基本的に重要でございま

す。さらには、例えは、科学技術基本計画のボストドクター等一人万人支援計画に基づく、研究者として活躍できる場の確保を進めるといったことも大事でございまして、さらには、きめ細かい就職指導を大学院生について行っていくということも大事でございます。

こういった点、さまざまな施策を進めておるわけでございますが、引き続き、これら施策の充実を図りまして、大学院生の就職ができる限り適切かつ順調に進むよう努めてまいりたいと考えております。

○西委員 このことに関して、文部省の統計資料の学校基本調査、統計がずっと並んでいる資料がござりますが、これを過去五年間ほどずっと眺めてみました。この中で、大学院を卒業した後にどういう進路をたどつてゐるかということを追跡しました。この中で、大学院を卒業した後

にどういう進路をたどつてゐるかということを追跡したわけですが、大きく分けて三つのポイントが挙げられると思います。

一つは、「無業者」という項目がござります。就職はしない、もしくはできない人ということだろ

うと思うんですが、この人たちがどんどん増加をしておるわけでござります。平成八年度で申しますと、修士、博士課程で五万六千七百人卒業して

いるんですが、七千七百人が「無業者」という分類にやるべきだ、私はこう思つておりますが、御答弁をちょうだいしたいと思います。

○佐々木政府委員 大学院につきましては、研究者養成という側面と、それから社会において活躍する高度な専門的職業人の養成という側面、その

二つがあるわけでございます。どちらかといふと、従来の大学院は研究者養成に傾いておったわけでございまして、必ずしも社会のニーズにこたえるような専門的職業人の養成がなされていかない点から見ると、疑問なしとしないわけでござります。

したがいまして、今後の大学院改革においては、社会の多様な要請にこたえ得る、そして職業人として十二分に活躍し得る人材を養成できるような教育内容あるいは教育方法の工夫改善を図つていただくということがます必要であるというふうに考えておるところでございます。

そういった大学院の役割ということを考えた場合に、大学院について、国際比較等も勘案しながら、どの程度その量的拡大を図つていくのか、妥当な大学院の規模ということについて、御指摘の大学審議会において御議論をいただきたいと思っております。あわせて、学部レベルをどの程度の規模とするのかとということについても御議論をいただきたいと思つておるわけでございます。

その際、大学院の量的拡大を図る場合に、学部レベルの規模ということについて、現状のままでいいのか、縮減ということとも視野に入れる必要がないのかということについても御検討をお願いをしておるところでございます。

○西委員 時間が残り少なくなつてまいりましたが、最後に、大学の総合のもう一つの視点として、社会人の皆さんとの格と外国人の留学生のことについて御質問をしたいと思います。

大学改革において、特に大学院の改革という面においては、留学生と社会人の受け入れというのは大変重要な施策だというふうに私は考えております。創造性という芽は、豊かな土壤、また幅広いいろいろな人の集まりによつて育ついくものだ、こういうふうに思つておりますが、その豊かさというのは、文化の異なる留学生とさまざまなかつんだ社会人の皆さん、こういう人たちの経験を積んだ社会人の皆さん、こう思うので

す。そういう意味では、大学院の質的な向上を図つてくべきだ、こう思うわけです。

もう一つは、留学生に関しては、二十一世紀初頭までに留学生を十万人にするといういわゆる十万人受け入れ計画があるわけですが、ここ二年ほど逆に下がりきみである、こういう現実がござります。

それ以上に、最近のアジア経済情勢によって、アジアを中心とした留学生は、ほとんどの皆さんがそうなんですが、大変厳しい状況に置かれております。それに対して、平成十年度の政府予算では、国費の留学生受け入れ計画、四千五百四十五人分二百十六億円、私費留学生八千五百四十人への学習奨励費として五十七億円、留学生を直接支援する費用としては、合計で二百七十三億円を計上しておりますというデータがございます。

この留学生を直接支援するための予算二百七十億円をもつと増額して、倍額ぐらいの予算をつけしていくべきだ、それが近隣諸国に対する信頼であつて、ちょっと我が国の経済事情が思わしくなくなつたらライの一番に計画を縮減する、または現状維持でとどめるというようなことをやつている限りは信頼が得られない、私はこう思います。大臣の前向きな答弁をお願いしたいと思つています。

○町村国務大臣 今、西委員御指摘の社会人入学あるいは留学生の受け入れ、非常に大きな課題でございまして、積極的に進めていかなければいけない、こう思つております。

○西委員 終わります。

○高橋委員長 次に、石井郁子さん。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。

今回の国立学校設置法の一部を改正する法律案は、医療短大部を学部に再編、昇格させることなどに伴う法改正でありまして、我が党は賛成するものであります。

私は、きょうは国立大学附属病院の看護婦不足問題について質問をしたいと思っています。

私は、先月末に大阪大学医学部の附属病院を訪れました。職員組合の方々と懇談をする機会を得まして、その阪大附属病院の職員の話を伺いました。いろいろな話があつたのですけれども、その中で、看護婦さんたちが過酷な勤務実態に置かれているということで、大変驚きました。

阪大病院は、九三年に大阪中之島から今の吹田市に移転したわけですね。その移転後にはますます労働条件が悪くなつてゐるわけです。職員組合が九五年十二月に実施したアンケートがございまして、その中から実態を幾つか申し上げたいと思います。

一つは、二人夜勤月八日以内という例の二・八体制、これは三割だということなんです。言うまでもなく、病院は入院患者を診るために日勤、準夜勤、深夜勤と交代勤務です。深夜労働は人間の生憲リズムに有害であることは自明ですから、その負担を軽減するために回数を少なくしなければなりません。ところが、阪大病院では、この準夜勤、深夜勤回数が月に八日以内というのは三割台で、九日以上が七割近くあるんですね。文部省の調査でも、移転前の九二年の夜勤回数は平均で月七・五日です。移転後の九六年には月八・一日にふえています。

二つ目は、準夜勤では休憩時間が三十分しかとれないということなんです。人事院規則では、八時間を超える場合は一時間の休憩時間がとれることがあります。そのため、その実態は、準夜勤の場合、十六分から三十秒以内だ、そつ答えた方が五〇%おりました。食事も満足にとれないし、走り回つているという姿が浮かぶではありませんか。

また三つ目には、年休がとれないのです。公務員の場合は二十日の年休がございますね。四二%の看護婦さんはその半分の十日以下なんですね。これも、文部省の資料でも、九二年では平均十四・二日取得されていました。それが九六年では十三・四日に低下しているんです。

それから、サービス残業の問題ですね。今大學生は、事務職員含めてこういうサービス残業が当たり前のようにありますけれども、看護婦さんの場合、残業が二十分以上が四三%驚くことに、五十時間以上が五・四%もあります。半数の看護婦さんが長時間労働をしている。深夜勤が朝八時半に明けますけれども、その後、残業が十一時半まで続く。超勤手当は一時間ですから、いわばサービス残業しているといつてなるわ

けですね。

以上、このような実態を申し上げましたけれども、これは看護職員が不足していることに起因するものです。

文部省に伺います。こういう実態を把握しておられますでしょうか。

○佐々木政府委員 病院における看護婦の夜勤回数あるいは年休の取得状況等については、例えば大阪大学については、御指摘のように、夜勤回数でいえば、平成四年度に七・五回であったものが、平成八年度には八・一回になつて、年休取得日数については、平成四年度十四二日が、平成八年度十三・四日になつて、そのような事実はあります。

○石井(都)委員 人事院にお聞きしたいと思います。

二人夜勤、月八日以内といふやうな件は把握しておるところでございます。

○速藤説明員 お答え申し上げます。

たゞいま御質問のありました昭和四十年の判定、いわゆる二・八判定でござりますけれども、これは、全日本国立医療労働組合委員長から昭和三十八年四月十九日付で提出された看護婦、准看護婦及び助産婦の夜間勤務規制等に関する行政措置要求について、昭和四十年五月二十四日に判定したものでござります。

その内容の概要を申し上げますと、まず一つ目は、一人夜勤で足りると考えられる看護単位につきましては、突発事態の発生などに備えた措置などを講じれば足りる、その他の看護単位については、計画的に一人夜勤を廃止すること。これが一つ目でございます。二つ目として、月間の平均夜勤日数、これを約八日を目標とすることなどを示して、それへ向けての努力を促したものということでござります。

この判定を踏まえまして、関係省庁において目標達成に向けて努力がされてきているものと承知しております。

○石井(都)委員 それで、文部省にお聞きしたいのですけれども、厚生省の管轄である国立病院では基本的に達成されているんじやないでしょうか。同じ国立の機関である文部省管轄下の国立大学附属病院では未達成だというはどういうわけなんでしょうか。厚生省とは全く違う何か正當で合理的な理由が文部省にはあるのかどうか。なぜそう言われるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○佐々木政府委員 国立大学の附属病院につきましても、従来から、人事院の二・八判定に基づき、夜勤体制について、複数体制、月八回以内とすることを目標に看護婦の増員を図ってきたところでございます。この結果、平成四年度には、複数夜勤体制となつた看護単位数が九四・二%、一人当たりの五月に出されたというふうに記憶していますけれども、簡潔にその経緯、行政措置要求と判定内容の要旨並びに判定勧告後の達成状況を御報告ください。

○速藤説明員 お答え申し上げます。

たゞいま御質問のありました昭和四十年の判定、いわゆる二・八判定でござりますけれども、これは、全日本国立医療労働組合委員長から昭和三十八年四月十九日付で提出された看護婦、准看護婦及び助産婦の夜間勤務規制等に関する行政措置要求について、昭和四十年五月二十四日に判定したものでござります。

今後、国立大学附属病院においては、高度医療の提供を一つの使命としておりますことから、重症患者の比率が高く、場合によつては三人以上の夜勤体制を組む必要がある。二人勤務体制のうち約四割が三人以上の勤務体制でございます。そういう状況があることから、現在のところ、複数夜勤で月八回の夜勤体制を達成するには至つておらない状況にござります。

○速藤説明員 お答え申し上げます。

今御質問のこの問題は、定員枠、それから医療の内容を含む看護体制のあり方、病院の勤務環境等種々の現実的な条件と密接に関係する極めて難しい問題であるとは思いますけれども、関係省庁におきまして、人員増がなされるなど、目標達成に向けてできる限りの努力がされているものと承知しております。

今後とも、それらの改善状況を見守りながら、引き続き関係各機関の御努力をお願いしたい、このように考えております。

○石井(都)委員 大学の定員削減というのは大変厳しいもので日々來ているわけですが、これ以上進んだら本当に大変なことになるというふうに私たちは考えていくところです。

最後に文部大臣の御決意を伺つておきたいのですが、国立大学附属病院は、他の一般医療機関と違いまして、臓器移植など高度先端医療の研究、治療、開発、また医師の教育、養成など社会的に大きな役割を果たさなければならないわけではありません。しかし、今私が申し上げましたとおり、その現場で働くスタッフである看護婦さんの労働条件は大変劣悪であります。これは何も阪大だけではありません。しかしながら、元衆議院議員ですけれども、九大の附屬病院も本当に全く同じような状態だ、どうし

思つのですけれども、三人でしているからまだ達成できないというのでは、これは理由にならないわけですよ。だから、その状況について、文部省はもっと努力をする必要があるというふうに思います。

人事院にもう一度お尋ねしますけれども、人事院がみずから妥当だとした二・八判定が、今もつて達成できていないというか、ないがしろにされているわけですから、それについてどうお考えなのか。

国家公務員の場合には、争議権が取り上げられたかわりに行政措置、この要求権が与えられるわけですね。その要求に対しても、妥当だ、こういう判定が下されているわけですから、こういう今

の実態、ないがしろにされていることを見て見ぬふりをし続けるつもりなのかどうか。

この点は、私は大阪病院の例を引きましたけれども、今、全国四十二カ所の国立大学附属病院の実態は似たり寄つたりだと思うのです。人事院は権限を持っているわけですから、やはり一齊に全部の大学病院を再調査すべきだ、厳しく再勧告をする、そのぐらいの取り組みをしていただきたいと思いますけれども、人事院いかがですか。

○速藤説明員 お答え申し上げます。

今御質問のこの問題は、定員枠、それから医療の内容を含む看護体制のあり方、病院の勤務環境等種々の現実的な条件と密接に関係する極めて難しい問題であるとは思いますけれども、関係省庁におきまして、人員増がなされるなど、目標達成に向けてできる限りの努力がされているものと承知しております。

今後とも、それらの改善状況を見守りながら、引き続き関係各機関の御努力をお願いしたい、このように考えております。

○石井(都)委員 次に、財政構造改革法の関係で

件だと思います。今お話しのよう、国立大

学校附属病院は高度医療ということを目指していま

すから、そういう意味ではもつと、二人じゃなく

へ的一般会計の繰り入れは前年度同額かそれ以下

に抑えられてしまつわけですね。この法律どおりに施行されるならば、大学病院が一層収益を上げるよう、今以上に稼働率アップが要求されることになる。一方で、支出削減のための人減らしが進むのではないかというふうに思います。

ちょっと数字でお願いしたいのですけれども、文部省に阪大病院から増員要求というのは何名出されているのか。あるいは、この五年間で実際どのくらい増員されたのでしょうか。また、第九次の定員削減計画では何名減らされるのか、お聞きしておきたいと思います。

○佐々木政府委員 大阪大学からの増員要求が名かということについては、ちょっと手元に資料がございませんが、大阪大学に措置された数といつたしましては、五年間でございますが、平成六年度から平成八年度まではそれぞれの年次に一人でございます。それから、平成九年度は一人、平成十一年度も一人の予定でございます。

次に、第九次の定員の関係でございますが、平成九年度から五年間で、大阪大学につきましては三名の削減を予定しておるところでございます。

○石井(都)委員 大学の定員削減というのは大変厳しいもので日々來ているわけですが、これ以上進んだら本当に大変なことになるというふうに私たちは考えていくところです。

最後に文部大臣の御決意を伺つておきたいのですが、国立大学附属病院は、他の一般医療機関と違いまして、臓器移植など高度先端医療の研究、治療、開発、また医師の教育、養成など社会的に大きな役割を果たさなければならないわけではありません。しかし、今私が申し上げましたとおり、その現場で働くスタッフである看護婦さんの労働条件は大変劣悪であります。これは何も阪大だけには限りません。

私どものところには日本共産党九州・沖縄ブロック事務所がございまして、そこの小沢和秋事務所長から、元衆議院議員ですけれども、九大の附屬病院も本当に全く同じような状態だ、どうし

で、本当に怒りを込めたというか驚くような報告も寄せられているのですね。

実態はほかにもございますが、私はきょうは申し上げませんけれども、ぜひ大臣に伺いたいのは、三十二年前に人事院から勧告された二・八判定が、いまだに達成されていない。しかもその当時、職員団体が一九六三年に出した行政措置要求では、二・六体制なんですね。二人で月六回までだとう要求だったわけです。

で、本当に怒りを込めたというか驚くような報告も寄せられているのですね。

○高橋委員長 次に、保坂展人君。

○高橋委員長 次に、保坂展人君。

看護婦対処してれば、学校教育法施行規則第六十九条一号において、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者については、国立大学は受験できるんだということなんですね。

そこを具体的にお聞きしたいのですが、ドイツあるいはフランスで十二年間の課程を修了している

○保坂委員 なるべく簡潔に答弁をお願いします。
矛盾がないというお答えでしたけれども、それ
では、親が海外に赴任した関係で海外の学校に行
かなければいけないという日本人の子供たちが海
外のインターナショナルスクールを卒業した場

いまだに達成されていない。しかもその当時、職員団体が一九六三年に出した行政措置要求では二・六体制なんですね。一人で月六回までだとう要求だったわけです。

本日は、日本の国立大学にぜひ変わっていたなきたいという趣旨で、とりわけ外国人学校の生徒の受け入れの問題に絞って質問をさせていただきます。

れば、例えばアビトウア、バカラレアなどの試験を通過しなくとも日本の大学に入学資格がある。ただし、日本にあるドイツ人学校の卒業だけでは、今度はアビトウアを通らなければいけない。そ

合、日本の大学の入学の資格はあるのかと云うことで、文部省の説明ですと、国際バカロレアを取り扱いなさいといふことがあります。ただし、どうしてもバカロレアがなければならぬ

三十五年経過して、この間、本当に日本の社会状況は変わりました。労働基準法や国家公務員勤務時間法も大きく変わりました。週四十時間制となっている。そのほか、介護・育児休業法、看護婦

「論座」という雑誌、ことしの三月号ですか、横浜中華学院の校長の杜國輝さんという方がこのようないことを書いておられます。これは朝日新聞の記事を引用しているのですが、

はちよつと矛盾するようには思つのですか、いかがでしようか。

ないということではなくて、事实上その国の教育体系の中に準拠している学校であれば日本の大学を受験する資格として認めるというふうに聞いているのですが、間違いないでしょうか。

そういう点で、一日も早くこの体制を達成する
ためにどうされるのか。看護職員の増員の決意を
お聞きいたしまして、質問を終わりたいと思いま
す。

を認めたのは誤りだつた。来年度以降は受験を受け付けない」としている。文部省大学課は「太学に事情を聞き指導したい」と話している。ただし、すでに卒業した四人について合格は取り

いはフランスにおいて学校教育の十二年の課程を修了していれば、アビトゥア資格の有無にかかわらず、我が国の大学入学資格を認めておるところでございます。

格が認められますし、そのような正規の位置づけがなされていない場合、国際バカロレア資格を取得している場合には我が国の大學生資格が認められるということをございます。

○町村国務大臣 ただいま石井委員から、阪大を例にとられまして、その附属病院における看護婦さんたちの厳しい勤務条件の様子を教えていただきました。ありがとうございます。

横浜の中華学校の先生ですが、学校内で驚きの声
が上がったということを書かれておられます。
そして、この先生は、もしこの記事が、国立大学
消さない方針だ――。

これに対しまして、我が国にあるいわゆる外国人学校につきましては、我が国の国内にある限りは、我が国の法令、制度によってその施設が位置づけられているわけでございます。その場合、一

○保坂委員 今言われたように、マレーシアのインセンターナショナルスクールはマレーシアの大学に入れる、したがつて、バカロレアの取得の必要はないということを文部省の方から聞いておりま

二、八体制の確立ということいろいろ努力もしてまいっております。今、なかなか財政も厳しい定員も厳しい中で、国立病院全体の増員の中では看護婦さんに重点的にそれを充ててきている

ではなく公立や私立の大学であつたなら全く驚かなかつた。なぜなら、全国の公立あるいは私大の多くが既に外国人学校の高三の生徒や卒業生に入学資格を与えているからである。何も外国人学校

これらの外国人学校は各種学校あるいは無認可の施設でございますので、その修了者に大学入学資格とは認めることはできない、そういう扱いになつてござります。

す。文部省あるいは中教審等々でも、国際化の時代である、そして大いに交流をして学ぶ、こういう時代になつてゐるということは再三繰り返されているわけです。

の生徒を日本の高校生より有利な条件で国立大学に入学させろと言つてゐるわけではない、公立や私立の大学と同様に受験のチャンスを与えてほしい、こういうふうに言われてゐるわけです。

したがいまして、これらの修了者につきましては、アビトゥア資格といつものあるいは国際ロレア資格というものの取得がなされば、これについて大学入学資格を認める扱いとなつてお

視点を移しまして、例えば韓国の子供がマレー
シアのインターナショナルスクールを出れば、マ
レーシアの学校は受験できるのです。ところが、
日本のインターナショナルスクールを出ても日本

ければならない、かように考えておりますので、
今の委員の御指摘も踏まえながら、また、それぞ

このことについていろいろ細かく聞いていきた
いのですけれども、これまでの文部省の説明によ

ところでございまして、その両者の取り扱いに特
段の矛盾は存しないと考えておるところでござい

の国立大学は受験できない。これは矛盾しないでしょうか。簡潔にお願いします。

○佐々木政府委員 マレーシアにおけるインター・ナショナルスクールの位置づけについては、詳細には承知しておらないところでございますけれども、仮にそのインター・ナショナルスクールがマレーシアの学校教育における十二年の課程に位置づけられているものであれば、我が国の大学入学資格というものが認められるわけでございます。○保坂委員 ということは、今おっしゃったように、インター・ナショナルスクールといつても、世界四十カ国百二十校もあつて、十二年制、十何年制とさまざまな体系があるということをございまして、国際バコロアをクリアすれば大丈夫だということなんですが、この資格がない場合、あるいは今言われたように、その国の教育体系に準拠していない場合と、いうスタイルもあるようです。

そつすると、同じインター・ナショナルスクールでも、例えば二年ごとに赴任地を変わっていくよ

うな商社マンのお子さんだとしたならば、たま

まどこの国で終わつたのかによって日本の国立大

学を受験する資格がある場合とない場合が出てく

るということになると思うのですけれども、日本

人の生徒が海外でインター・ナショナルスクールを卒業した場合は、一応全部認めているというふうに解釈してよろしいでしよう。

○佐々木政府委員 それは、そのインター・ナショナルスクールのその国における位置づけの問題でございまして、その国において学校教育における十二年の正規の課程として位置づけられていると、いうインター・ナショナルスクールであれば、我が国の入学資格が認められるということでございました。

○保坂委員 ちょっとよく質問を聞いてほしいのですけれども、そのことはもう再三伺つてわかっているわけです。

○佐々木政府委員 マレーシアにおけるインター・ナショナルスクールにはさまざまなスタイルがあるわけです。したがつて、どの国でどうだともう細かく言わないで、国立大学においては、インター・ナショナルスクールに十二年いたのであればもう

認められるということが現実に行われてはいませんか。ということを聞いています。御存じないならないというふうにはつきり言つてください。

○佐々木政府委員 国立大学においては、そのようないいとはなつております。

○保坂委員 これは、実はある国立大学の大学入

学資格、文部省と細かく詰めていった文書なん

であります。それで、これによると、原則は先ほどから言

われているよう外國に十二年だ。そしてイン

ターナ・ナショナルスクールにおいても、学校教育に

シスクールというふうになつくると、これは在

留する国の教育制度で大学受験を認めているかど

うかが問題となる。もし在留国でも認めるとすれ

ば我が国でも認めてよいと解する、こういう理解。

しかし、そういうふうになつてくると、東南ア

ジアに在留している子供たちの場合はアメリカン

スクールの卒業が多くて、在留国によつてバラン

スを失いてしまう、いろいろな扱いが違つてしま

うということで、募集要項には明文化しないけれ

ども、もう帰国子女としてアメリカンスクールも

認めてしまつ。

その後、インター・ナショナルスクールも

認めています。

○保坂委員 もう一度町村文部大臣に伺いますけ

れども、例えば在日韓国人のお子さんで、小中は

東京韓国学校で過ごして、そして高校は韓国。そ

うすると、日本の国立大学には入れるわけです。

ところが、韓国人で、小中は本国で、高校に来て東

京韓国学校を卒業しても、これはだめだ。教育の

内容は実質的に同じではないかというふうに思つたところでございます。

○保坂委員 もう一度町村文部大臣に伺いますけ

れども、例えは在日韓国人のお子さんで、小中は

東京韓国学校で過ごして、そして高校は韓国。そ

うすると、日本の国立大学には入れるわけです。

ところが、韓国人で、小中は本国で、高校に来て東

京韓国学校を卒業しても、これはだめだ。教育の

内容は実質的に同じではないかというふうに思つたところでございます。

○保坂委員 も

国人学校で行われているかということについては承知しております。

○保坂委員 文部省設置法施行規則十八条の十二による、学術国際局国際企画課は、外国人に対する教育の振興及び普及に係る企画、調査及び連絡調整に関する事務を処理するため、国際教育室

を置くというふうになっているようですが、今の御答弁では、どうでしょう、ちょっと不十分じゃないでしょうか。

町村大臣、いろいろな原則があるという話はわかりましたけれども、三万人近くのお子さんたちがいて、何のカリキュラムも把握していないということによろしいでしょうか。

○町村国務大臣 各種学校というものに対する考え方、位置づけはなかなかと思っておりま

す。あとあらゆることを文部省が知っている必要もないし、特に各種学校、そういうものは、ある意味では余り政府のいろいろな制約とかその他もないかわりに、自由にどうぞ教育をしてください」という逆のメリットもありますから、必ずしも、そこらでどういう教育がされているかということ

について、詳細な報告を求めたり何なりといふことが果たして必要なのかどうなのか。逆に、そういうことをやりますと、かえって各種学校のよさが失われるという面もあるのではないかと私は思います。

○保坂委員 もう一度大臣伺いますが、長い歴史の中で、そして事実上の教育を受けて、しかもこれは、さつき読み上げたように、推薦入試とか、無条件で大学に入ってくれと言っているわけではないのですね。

そうではなくて、例えば慶應大学だと早稲田大学だと多くの私大が、いや、入試はどうぞ受けください、それで、合格すれば入れますよという取り扱いを行っているわけですね。公立の大學でもそうです。ただ、国立大学だけが、ここにこだわってやつてない。ここは少し一工夫というか、これはぜひ大臣の内声でお願いしたいのですね。全くこれを見直さないと、国際社会の中です。

それぞれの国同士のおつき合いの中でもいろいろ困った面も出てくると思いますが、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 教育制度というのは、それぞれの国の歴史があり、それぞれの考え方があつてでありますから、確かに日本は戦後、六・三・三・四という、基本的にはアメリカの形を入れましたけれども、いや、その実態はどうかというと、相当違っております。したがいまして、外国がこうだから、日本もこうだといふあいにはなかなかなってこない。まさに教育というのは、それぞれのおっしゃるとおりであつていいのかな。

○赤阪説明員 今御指摘のとおり、ことしの五月の下旬に、児童の権利委員会におきまして、平成八年五月に我が国が提出いたしました児童の権利条約に関する政府報告書の審査が行われる予定でございます。ジュネーブで行われます。

ない。そして、NGOのカウンターパートナー、いろいろ意見を言うでしょう。そして恐らく、今のやりとりをもつと進展させていただかないといかなつかと思います。

○保坂委員 それでは、これで終わります。

○高橋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入るのですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○保坂委員 お尋ね提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○赤阪説明員 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○赤阪説明員 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任とおり可決すべきものと決しました。

○赤阪説明員 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤阪説明員 御異議なしと認めます。よって、

○赤阪説明員 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤阪説明員 御異議なしと認めます。よって、

○赤阪説明員 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤阪説明員 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

するとかしないとかいうことをあらかじめ申し上げるつもりはございません。

○保坂委員 それでは、これで終わります。

○高橋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入るのですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○保坂委員 お尋ね提出、國立学校設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○赤阪説明員 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○赤阪説明員 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤阪説明員 御異議なしと認めます。よって、

○赤阪説明員 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤阪説明員 御異議なしと認めます。よって、

○赤阪説明員 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤阪説明員 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤阪説明員 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤阪説明員 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、日本書院法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○高橋委員長 これより質疑に入ります。

○奥山委員 私は、自由民主党の奥山でございま

す。奥山茂彦君。

〔委員長退席、河村(建)委員長代理着席〕

す。文教委員会に入らせていただいた初めての質問でありますので、どうぞよろしくお願ひします。
ところで、先日、大臣がNHKの教育討論会でいろいろな議論をされておりました。現在の刃傷事件とか、青少年の心の教育の問題、いろんな議論が出ておりまして、私もすつと最後まで拝見をさせていただいたわけであります。

最近、教育をめぐるいろいろな事件を見て、どうにかして、現在、戦後教育が五十年を経過いたしまして、その教育制度の総括を一遍しなければならない。そんな状態になつておるのにやなからうかと思ふ。ます。特に、この制度が疲労を起こしておるというようなことが、日本の経済と同じように、いろいろ言われておるわけであります。

我々は、日本が貧しかった時代の教育をずっと受けたわけであります。私自身も小学校時代は、空襲の焼け跡、あるいはまた麦飯を食べたり、そういうふうなこともよく覚えておりますし、近所でカキをとつてみたりブドウをとつてみたりとかいうことで近所のおやじからよく怒られたり、そういうこともあつたわけであります。

そして、これはもうほとんどの小学校にそういう風の像があると思いますが、二宮尊徳の銅像が置いてあります。親孝行も頑固にやはり教えてくれました。また、親孝行も頑固にやります。親のことを絶対だということで聞いてきたわけでもあります。

こういう時代の教育から——最近私のところにある親が相談に来られて、実はうちの息子がバイクに乗ってスピードを出し過ぎて検挙された、のままいくと免許取り上げや、何とかしてもらせんか、こんな話であったわけであります。私はそのお父さんといろいろ話をするとおて、その家が新しく建つた、家が建つとともに工具も新しくなつて、息子には新しい車とバイクを買つてやつた。まだ二十になるかならぬかの息子はそのバイクを乗り回して、スピード違反でたびたび捕まつて、免許取り消しになつた、こうしたことあります。

結局はそのお父さんに私も、そのバイクを買つ

一〇四

確かに、今委員御指摘のように、豊かな時代の

とが教育の現場では言われておるわけでありまして、それが一つの目標ということにはなつておる

教育 もうと言いますと、豊かな時代に我々日本人がどう生きていつたらいいのか、これは多分日本人全体の課題でもあるのだろうと思います。我々はどうしても、貧しい時代に上がりがつたいから、なるべき、達を企図せらる一つからも、これまで

の二枚がちがむ金額となる。一枚金は出てから不の厳しさになじめずに脱落をしていく、そんなケリスが非常に多い、というふうな思いがします。

いなかで、少しでもお父さんを喜んで貰おうと、おもむろに手紙を書いて、お父さんへ送ってきた。しかし今は、御指摘のように、もうお父さんは何でも子供に買つてあげられる、すべてでないにしても、かなりそつとう豊かさが出てき

最近は非常に強いし、これが当たり前になつていい
ように私は思います。

買ひ与えたり、あるいはどこかに行こうと言えば必ず行くとかいう二点ではなくて、やはり子供

時制であつても、その扱いは中学生としての扱いの中學卒の扱いでありました。最近はそうでないと

うなことであるとか、そういう親子の新しい関係、もしかしたら新しくない、昔からの関係かもしれ

し、最近は特にそついた高学歴志向という状態であつて、みんながそれに向けて、大臣もよく

近々中間答申もいただこうと思つております。
また、学校の中もそうだろうと私は思います。

よつた社会になつておるのであります。

周囲に自然がないから、兄弟の切磋琢磨がないからという中でありますから、子供と接するの

たいらんな挑戦をすることによって引き出されで
くる、そういうふうな社会また教育制度にしてい
かなければならぬ、と思いますので、そつ、うえ

夕を今まで以上にやるとか、幾つかの教育現場でそうした豊かな時代への新しい対応をやっていくと、何うことがいろいろ出てくるんだらうな。それは

のが強まってきているということは、まさに今の社会の風潮だらうと思います。

○奥山委員 最近、小学校あるいは中学校で、大
きな問題として、

と、私は余りあちこちで例に引き過ぎて悪いのか

もしれませんが、例えば、私の地元でありますか、北海道で幸せの國式と云うのは、北海道大学を卒業して北海道拓殖銀行に勤めることがだつたのです。なぜならば、拓銀は北海道で一番お給料が高いのです。ところが、その幸せの國式が今もろくも崩れ去つてしましました。拓銀が倒産をいたしました。ある意味では、親御さんたちにとって、学生にとつても大変ショックなんですね。

しかし、考えてみると、これは昔からそうであつて、それは山一にしてもどこにしても立派な会社がつぶれるのは残念なことであります。が、また、そこに働いていて職を失う方々の厳しさはいたしかばりかと思いますが、考えてみると、どこに勤めたか、立派な会社に入つたということがもともと「一生幸せだ」ということを何ら保証するものでないということは、もとからそうだったのだらうと思ひます。ただ、ある確率を持って、それは高成長期には言えた事実だらうと思います。

そうじやないよということがどんどんわかつてきたり、まして、大学を出てどこか一流会社へ入ることよりも、例えは、自分は調理の能力があつて料理の鉄人とでも言ひて、そりやつて稼いだ方が、もしかしたら所得という面だけから見ればはるかに高いかも知れない、それから社会的な尊敬も受けるかもしれない。委員が言われるような多様な価値尺度というものがもつともつとこの世の中になければならないし、そういう社会をつくりしていくことが非常に重要なのだらう、私はこう思つております。

したがつて、委員がさつき言われたように、大學の進学の時点で人生の一生が決まつてしまふなどといふ、そんなばかりなことがあつてはならないし、そうでない社会を我々、さまざま努力をしてつくり上げていく、そういう努力をしていくことが必要なんだらうな、かようと思つております。

○奥山委員　ありがとうございました。

そこで本来の、日本育英会法の一部を改正する法律案について少しばかり入つてしまいりたいと思

教育基本法の第三条に、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならぬ。」ということになつております。それに基づいてこの奨学金制度というものがつくられてゐるわけであります。それも、発足してからもう五十年近いことになるのですね。

に学生さん一人を私立大学に送ると百万円以上仕送りがかかるというのは、決して親にとっては少くない負担なんだろう、こう思つたりもしております。それから、だんだん大学院に行く人の数がふえてまいりました。これもまた新しい奨学金が必要としてはふえてきている。

こんなさまざまなかみかみを踏まえながら今日の奨学金があるわけでありまして、確かにこの辺で一度、基本的な奨学金のあり方にについての頭の整理をやらなければいけない時代に来ているなと思うております。

で、専修学校なんかからはもととこの制度を充実してほしい、増額をしてほしい、こういうふうな要望も出されているわけであります。

そういうことももうもう考えて、この制度、具体的にどういう形で給付の方をしていかれるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○佐々木政府委員 現在御審議いただいておりまます法案におきまして、返還免除制度の廃止につきましては、平成十年度入学者から適用することとしております。

四年度から年々約七億円ずつ返還金が増加すること等により次第次第に返還金が増加していくわけですがございまして、平成二十八年度以降は、年間でございますが、全体で約百十億円の増加が見込まれるところでございます。

お尋ねにございました大学の夜間部の問題でございますが、これにつきましては、大学の昼間部の学生と何ら区別することなく採用を行つておるところでございまして、平成元年度においては、一年生の採用が、全体で七万五千六百七十人ございましたが、夜間部学生は二千九百十六人の採用となつておるところでございまして、一年生全体の貸与率で申しますれば、八・一%の貸与率となつておるところでござります。

なお、平成十年度の予算におきましては、貸与人員の増を図ることといたしておりまして、専修学校の専門課程につきましても、千六百人の貸与人員の増を図る等の措置を講じておるところでござります。

さります。
今回の制度改革による返還金の増額分につきましては、今後、育英奨学事業を拡充する財源として活用してまいりたいと考えておるところでござります。

これは、中には、やはり夜間部ですと、星落ちて夜
来ている生徒も最近は大分多いのですけれども、
まだ勤労学生もたくさんいるわけであります

ので、ある程度の条件を満たすことであれば、そういう学生に対し手厚い給付体制をひとつ考えただけたらと思います。

それから、朝の質問の中にもあったのですが、これは奨学制度とは直接つながらないのでけれども、留学生の生活支援とか学費の支援、そういう面の充実、こういう返還金をうまくそういう方面にやはり充当することはできないか、そんなことをあわせてお尋ねをしたいと思います。

それと、少し気になるのは、この返還が本当に100%されているのかどうか、滞納になつておるようなケースがかなり出でるのかどうか、その辺もあわせてお尋ねをしたいのです。

○雨宮政府委員 まず、留学生に関するお尋ねにつきましてお答え申し上げたいと思います。

外国人留学生を取り巻く生活環境でございます。特に、東南アジア諸国等で相当な通貨危機があるわけございまして、その関係でいわゆる仕送り分というものがかなり目減りしております。御案内のように大変厳しいものがござります。また、恒常的なものといたしまして、私費留学生に対しまして、学習奨励費ということでお答え申し上げます。百人余りを措置しておられるわけでございます。

また、学費につきましても、私立大学で、私費留

生に対しまして、学習奨励費ということでお答え申し上げます。百人余りを措置しておられるわけでございます。また、学費につきまして、学費を幾分免除するところもあるわけでございまして、こういう大学に対してもやはりある程度の分を補助するというような施策もついています。財政状況が大変厳しいものですから、ふやすといふことはなかなかしくうござりますけれども、しかし、今年度に比べて実質は確保して、極力留学生の生活条件の改善と申しますか整備に役立

てまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○佐々木政府委員 奨学金の滞納の件でございまが、育英会の奨学事業は卒業生の返還金を次代の奨学生の原資とするという貸与制により実施しているものでございます。したがいまして、奨学

金がきちんと返還されることが円滑な運営あるいは充実に不可欠でございます。

平成八年度末までの累積の日本育英会が回収すべき額は一兆六百一十三億円でございますが、このうち九七・八%に当たる一兆三百九十九億円は回収をしてございます。したがいまして、平成八

年度末の滞納額は約二百二十四億円となっているところでございます。

日本育英会におきましては、奨学生の返還意識の徹底を図ること、口座振替による月賦払いを推進すること、滞納者や保証人に対して返還を早期に督促する体制を整備すること等、さまざまな工夫、努力をいたしまして、滞納者を減らし、滞納額を減らすため努力をしておるところでございま

す。

文部省といたしまして、奨学金の返還が適切に行われるよう、日本育英会に対して強く指導してまいりたいと考えております。

○奥山委員 この奨学制度の中から、やはり教職員として今現場で頑張つておられる先生方は非常に多いわけでありますし、その先生方がこれからもまたこの制度の趣旨を生かして頑張つてもらえるよう、我々も期待をしながらこの制度の行方を見守つてまいりたいと思います。

ところで、教職員の問題ということになりますが、いかといふふうなことを思うわけであります。教職員には先生は、もう全員がカウンセリングの能力を今は身につけておかなければならぬのじやないかといふふうなことを思つてあります。

○工藤政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のように、子供たちはいろいろな悩みを抱えてございまして、子供を取り巻くすべての関係者が手をとり合いながら温かく育てていかなければいけないわけでございますが、学校現場においてみても、先生がいわゆる生徒たちの心の相談となつてやれる、いわゆるカウンセリングの能力を十分に持つておられたならばあるいは対応が達た対応になつておったのではなかろうか、こういう声を我々現場の先生から聞いたわけであります。

昨今のことを考えますと、ますます養護

現在、学校の現場でいじめとかあるいはいろいろな問題行動が多発をしておるわけであります。私もPTAをやっている時代によく校内暴力があり、そこで、そのたびに学校に駆けつけて、学校の周辺のパトロールをしたりいろいろなことをやつた経験があります。

その中でいろいろ言われていることは、やはりなかなか先生が生徒の心をうまくつかみ切れないと、信頼関係がないというところに一番の問題、悩みがあるのじやなかろうかと思ひます。文部大臣もそういう点では非常に心配をされておるわけでありまして、暴力的な行為をする子供はどちらかというと余り行きませんけれども、やはり心に悩みを持っておる子供あるいは登校拒否に近いようなどころまで追い込まれている子供たちは、やもすると学校の保健室へ逃げ込むわけあります。

そこでさらには、これから養護教諭になられるような方につきましては、実はこれは養護教諭だけの問題ではありませんで、先生おつしやいましておりましたし、また御参考にしていただけるよう手引書の発行などもしておるわけでございます。

それからさらには、これから養護教諭になられるような方につきましては、実はこれは養護教諭だけの問題ではありませんで、先生おつしやいましておりましたし、また御参考にしていただけるよう手引書の発行などもしておるわけでございます。

そして、今やその保健室が駆け込み寺のような状態になつておるわけですが、その養護教員が十分なカウンセリングの能力を持っておるかというたら、必ずしもそうでないことがいろいろ言われているわけであります。我々も、基本的には先生は、もう全員がカウンセリングの能力を今は身につけておかなければならぬのじやないかといふふうなことを思つてあります。

こういう点でいろいろ対策を考えてもいいことがあります。ひとつ文部省としてどういふ対応をされていくのか、お尋ねしたいのです。

○奥山委員 これは養護教員の団体からもいろいろ希望が出ておるわけであります。

特に、最近のいじめあるいは薬物乱用とか性的逸脱行為とか、特に中学生になるとやはりこういふ問題が出てまいります。こういった心の健康深刻化ということが言われているわけであります。

それで、この機能が充実できるようには、ひとつの問題が出てまいります。こういった心の健康深刻化ということが言われているわけであります。

そこで、この機能が充実できるようには、この希望として出されているとともに、養護教諭が直接授業もある程度担当したい。先ほどの話にもありましたように養護教諭というのが配置されておりまして、保健室登校に見られますように、いろいろ子供たちの悩みの相談なども受けとめていきます。

そして、基本的には、やはり全教職員が生徒一人一人の心の悩みというものを十分受けとめられ

ます。そして、私ども、養護教諭の方々に対してもいふ意味で、現にいる養護教諭の方々に対する本年度から初任者研修、それから経験者研修含めて抜本的に拡充したところでございますが、そういう研修を通じた中でのカウンセリングマインドの持ち方でございますとか、あるいは特に保健室での相談体制のあり方についての研修事業ということもやっておりますし、また御参考にしていただけるよう手引書の発行などもしておるわけでございます。

それからさらには、これから養護教諭になられるような方につきましては、実はこれは養護教諭だけの問題ではありませんで、先生おつしやいましておりましたし、また御参考にしていただけるよう手引書の発行などもしておるわけでございます。

それからさらには、これから養護教諭になられるような方につきましては、実はこれは養護教諭だけの問題ではありませんで、先生おつしやいましておりましたし、また御参考にしていただけるよう手引書の発行などもしておるわけでございます。

るような能力をもつともつと養つてもらいたいと思ひます。

○御手洗政府委員 まず、養護教諭が実際に子供たちの指導にもつと活躍できるようにといふ御指摘でございました。今国会にお願いをしてございました教育職員免許法の一部を改正する法律案におきましては、今御指摘のように、いじめ、登校拒否あるいは薬物の乱用や性的逸脱行動等の問題に適切に対応するため、三年以上の養護教諭の経験を有する方につきまして、その勤務する学校におきまして保健の授業を直接子供たちに指導することができるようについての内容も盛り込んで改定案をお願いしてござりますので、ひとつよろしく御審議をお願いいたしたいと思います。

また、養護教諭のみならず、すべての教員が御指摘のようなカウンセリングマインドをしっかりと身につけて子供の指導に当たるべきだという御指摘、ごもっともでございます。

このため、文部省といたしましても、すべての初任の教員が受講します一年間の初任者研修の中におきまして、全員に、全都道府県で、四日程度でござりますけれども専門的な生徒指導関係の研修を行っておりますし、また十年目あるいは二十年目等の該当する全職員が受けます研修におきましても、平成八年度からこれを拡充いたしまして、必ずそのカリキュラムの中に生徒指導や教育相談等についての研修を行うようについてことで指導しているところでございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○奥山委員 余り時間がありませんので、もう二つばかりあと申し上げたいのですけれども、一遍にお願いいたします。

一つは、やはり教職員というのは、子供を教える以上、教育する以上、いろいろな能力といろいろな経験を持つていかなければならぬわけであります。しかし、先生は大学を出てそのまま教職につかれるわけでありますので、どちらかというと

前、戦中、戦後、その辺のところを想定されたのだ

とつても重要だと思います。

その結論として附帯決議が国会ではつけられまし

の
です

一八

と思ひますか。それが、時代が大きくなり変わってきた中で、昭和五十九年の日本育英会法全面改正で相当大きく変わった。しかし、もうそれからさらに十二年たつてまいりました。

そこで私、冒頭に問いたいのは、五十周年を迎えて、半世紀を過ぎ、そして昭和五十九年に大きな改正があつたけれども、またそれから十年余りを

たゞた今日、この日本育英会が果たす社会的役割とは何か、最も主要な現在での役割は何か、そつとう認識をお伺いしたいと思います。

しかも人生八十年ですから、何も懶れて二十二歳で卒業しなくてもいいのではないかだろうか。事前に一年ぐらい働いて、そこで学資をためて、そしてそれから大学に行く。ただ、どうしても早く就職したいという方には奨学金が必要な範囲で差し上げる。例えば、こういう頭の切りかえといふのもあってもいいのかもしれない。そんな議論を今ちよつと内部ではやっておるのであります。が、なかなかまだそこまで行つておりませんけれども、そんなような大きな変化を踏まえなければいけないのかなども思います。

て、例えはその附帯決議の一項目には、「返還免険制度は堅持するよう努めること。」あるいは「育児奨学事業は、無利子貸与制を根幹としてその充実化改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、補完措置とし財政が好転した場合には検討する」と、「十二年前にそう附帯決議しております。つまり五十九年の全面改正における時点では、まあ今まで有利子貸与というのは補完的であつたし、返還免除は堅持するという認識でありま

文部省は、審議会やいろいろな研究協力者の会合を持たれて、大抵の質問に対し大臣は、審議会に諮りましてとかおっしゃいますが、これは諮つても答えが出なかつたら意味がない、こういうことがあります。この審議会とか研究協力者会議ですか、この辺に対し私はそういう注文をしたいのですが、どう思われますか。

○町村国務大臣 私も詳細な議論まではよく承知をしておりませんが、今委員御指摘のような育成基準と学力基準というのでしょうかね、二つの基準で現実に今セレクトをしている、選抜をしている

かたちまして、本当にかなり変わってきたいるのだろう、こう思います。
先ほど奥山議員の御質問にもございましたように、もちろん中にはなかなか厳しい生活を強いられている学生さんもいると思いますが、絶じて言えば、いわゆる苦学生タイプの人というの是非常に数が少なくなってきたのだらうと私も思います。そういう中で、今日的な意義は何なんだろうかというお問い合わせでございます。

学費がかからないかといえば、やはり相当な家計の負担になつてているという事実は、豊かな時代になつたけれどもあるのだろうと思つております。しかしながら日本の場合は、御承知のように、ほとんど親のすねかじりで行くというケースが多いと思ひます。もちろんそうでない学生さんもいますけれども。そうすると、親は豊かになつたけれども、じや子供に全部出せるかというと、そうでもないという状況。

例えれば癡想を転換して、そもそも、もう大学以上になつたら、子供が自分たちで働いて稼いで、それで学費を払う。あるいは奨学金をもらって、そして将来、働きながら返す。どっちがいいのかなというと、これはどつちと一律に決められないかもしませんが、特に大学以上になりましたら、自分でこれからは働いて、例えは大学に入る前に働いて一定の学資をためる。そこで一定の社会人経験をするというのは、私は大変その人の生育に

あるいは先はどちらと申しましてか
大学院に対する奨学金の拡充というのは、これは
ますますふえてまいりますし、率直に言いますと、
私大的学生さんへの奨学金も少のうござります
し、あるいは専修学校に対するそうした援助もま
た少ない。そういう意味では、これから対象とし
て拡充していく分野あるいは条件面での改善すべ
き分野は、これからもまだあるのだろうな、
こう考えております。

○藤村委員 今の大臣答弁は、主にやはり高等教育
育分野に少し考えていく、特に大学まで行つた
ときには、親のすねかじりでなしに、必要な人は、
自分が奨学金をお借りして、将来働きながら返し
ていく、それが後輩にまた回っていく、こういう
制度にしたいというお話の趣旨に多分近いと思う
のです。昭和五十九年に第二種といつていゆる有
利子貸与を設けたのは、多分その辺の発想が当然
十二年前からあつてあるわけですね。

ただ、もう十二年たっているわけですから、やはり今日的意義というものは見直す、あるいは考
直す必要があるわけで、今回法案が出てきたのは、返還免除の部分はもうほんちに必要なのじやないか。私ども、賛成いたします。ただ、賛成をするからには、それだけ変わったことをちゃんとほつきり認識をしないといけないわけであります。
例えば昭和五十九年は、これは全面改正ですか
ら、相当長々とたくさんの議論がなされました。

ところか、もう十年以上経て、今日的意味といふうのは、先ほど大臣のおっしゃった、特に高等教育部分において、親のすなかじりなしに借りたい人が借りて行けるというふうにこれは変わった、そう思います。あるいは、変わらねはならないと思ひます。

昭和五十九年当時にもいろいろな議論があり、それでのときも多分、今後の育英奨学事業のあり方について研究協力者などの議論が交わされたのだだろうと思います。それから十年を経て、平成八年も同じように、今後の育英奨学事業のあり方について、これも研究協力者会議に文部省でお願ひをして、平成八年の五月からたくさんのが会議を開催されました。昨年の六月にそれなりのお答えを出されたと聞いております。

私、その中で一生懸命議論をしていただいて、それなりにたくさんの成果を上げられたと評価をいたしますとともに、一つ大変根幹の部分で逃げていると思うのです。つまり、こういうことなくなります。

「国に行う育英奨学事業自体の基本的方向として「育英」的要素、これは優秀な人を育てるといふようなこと、それと「奨学」的要素、これは奨学金を出すんだという要素、「のいすれを重視すべきか」云々とあります、「引き続き検討」とあるのですよね。これは、もうこの辺の根幹の部分を引き続き検討で先送りしてはいけないと思ふ

要するに、結局、何か基準がないとすべての人間に奨学金を差し上げられないものだから、一定の財政の制約という中でどこかで割り切っていく、この二つの基準の合致した人にお出しをするという形で対象者が絞られているということなんだろうと思います。ですから、どちらかの基準、例えば育英奨学といふ意味が仮になくとも、例えは育英といふふうに仮に絞るのであれば、対象者はある意味ではもつと広がるのかもしれませんね。

そうすると、今それができる状況かというと、今の財政では難しいということになつてまいりますので、多分にそこは大議論があつた結果、財政制約が今はつきりしているものだから、当面この二つの基準を維持しましようということで、多分そういう結論に達したのだろうと私は理解をいたしました。

率直に言つて、文部省の中でも、財政を仮に抜きにしても、その辺まだなかなか割り切れない部分がありますので、先生方とのこうした議論も踏まえながら、いずれかの時点でもう少しつきりとした答えを出していかなければならぬ性格のものであろうとは考えております。

○藤村委員 昭和五十九年、十二年前に大議論をやつたわけです。そのときも育英が奨学か、日本育英会じなしに日本奨学会に変えたらどうか

と、これもたくさん議論されました。それから十年を経て、研究協力者会議がそこでまだ育英的か奨学的かと、それをまた結論を先送りするような研究協力者会議のあり方を私は一つ問うておきました。

そして私は、提案するならば、この育英的部分を当然持つていく必要があると思います。それは、あの五十九年の大改正で一種というものを残しました。無利子貸与ですね。本来は給与がいいのです。しかし、歴史の中では日本は給与になつてなかなかたから、無利子の貸与をこれはこれで残しました。そして二種をあのときつくった。ここは奨学生の部分ですね。そこではつきり二つの路線ができるのです。これを認識して今やはり検討すべきだ

と思うのです。
そこで私は、第二種の奨学生部分についてもう少し具体的に説明していきたいと思いますが、先ほど文部大臣は、学費負担が大変だ、特に大学に地方から学生を出したら仕送りは百万を超すという御認識であります。百万を超すという認識よりは二百万に近いと考えられた方がいいと思います。

つい先日、東京地区私立大学教職員組合連合会

というところが調査を発表いたしました。関東の私立大学に下宿などから通つた昨年の新入生にかかづた費用ということで、これは何と三百一十三万二千九百三十六円。これは初年度、最初の年ですからこれだけかかるようになります。実はこ

れは減っているのですよ、不況だから。おとしの方がまだ二、三万円高かつたようになります。

つまり、今一人の子供を地方から東京の私立にやつたら、最初の年は三百万超のお金がかかる。

ですから、この教育費の捻出の仕方からいいますと、小学校から順に親は教育ローンというか貯金をためていて、その部分と、それからやはりお金を借りる部分、これは相当多いのです

ね。そうしてやつと何か工面している。こんな現状でございまして、これは当初の、戦前の大日本育英会発足のときの教育の機会均等どころではない、教育費による家計破綻が起つりかねないのではないか、私はそういう危惧を持つております。

そこで、育英会の原点でもあります。新たに

教育の機会均等の原点に立つて考えるときに、現

在の日本育英会の、すぐれた学生及び生徒で経済的理由により修学に困難がある人たち、これは第

一種で、第二種はこれらをすべて外して、まさに日本奨学会という方向を十分に考へる必要がある

ので、先般の質問でもこのことを申しましたが、

もう一回大臣の認識を、先ほどの話も大体そいつ

うことをおつしやつたと思ひます。これがお願いした

かがですか。

○佐々木政府委員 先ほど御指摘がございました

今後の育英奨学事業のあり方について検討いたしました。文部省の調査研究協力者会議の報告でござ

いますが、この中では、特に大学学部段階につい

て、人材養成という観点から、学業を重視する育

英の観点よりも、いわば能力と意欲のある者に経

済的援助を与える、経済的困難度を重視する奨学

の観点に重点を置いた運営を図るべきであるとの

意見もあるが、このような育英奨学事業の基本的

あり方については、高等教育全体の進展の状況、

国行の育英奨学事業の規模等、全体の枠組みを

検討する中で検討する必要があるといふにさ

れておるわけでございます。

確かに、育英の観点及び奨学の観点というもの

を調和させつつ育英奨学事業を発展させる一つの

方途として、御指摘のような点は一つの考え方で

あります。そういうふうに受けとめておるところでござります。

それで、資金運用審議会懇談会が昨年十一月に

その辺を少し整理されて、「財政投融資の抜本的

改革について」というまとめを出され、その中の

○藤村委員 だから、余り先送りをしないようにばかり、だつて、昭和五十九年のときも多分そういうことはしたんじゃないですか。十二年たつてはいるわけです。その間にまた協力者会議もやって、協力者会議でもまたその点は何か検討すると、検討していただくことは当然必要なんですが、しかし結果を出していただくことも必要である、こ

ういうことを申し上げたいわけであります。

それで、今、財政事情という言葉が出来ましたし、

先ほどの大臣答弁でも、前の委員の御質問のとき

でしたか、財投という言葉が出来ました。これは財

投でいうことで、私も前回若干その話をした

よう覚えておりますが、ただ、よくよく財投の

抜本的改革についてなどの資料を見始めますと、

本当に財投をうまく引き出せるのかなどといふこと

はまだ疑問でございます。

例えれば平成九年六月三日の閣議決定によれば

財投については、「民業補完や償還確実性の徹底

等、スリム化を目指した財政投融資の見直し」と

あります。これだけ聞くと、財投の規模を少しあり

にします、縮減します、こう聞こえます。

それから、例えれば平成九年七月八日の閣議で、

これは総理大臣発言であります。財政投融資に

ついては、民業補完や償還確実性の徹底等、スリ

ム化を目指した見直しを推進する見地から、各省

府においてこの趣旨を要求に極力反映することと

する。各役所は今までの財投の規模じゃなしに

ちょっとと縮めて考えなさいよと総理大臣が発言さ

れましたよにも聞こえます。

それで、資金運用審議会懇談会が昨年十一月に

その辺を少し整理されて、「財政投融資の抜本的

改革について」というまとめを出され、その中の

ものと考えておるところでござります。

財政投融資制度全般につきましては、今お話を

ござりますように、昨年の暮れの行革会議の最終

報告書や、これを踏まえ作成されました、二月十七

「対象分野・事業の見直し」というところで、きよまでの住宅や中小企業、農林水産、社会資本、環境、産業、技術、国際協力、地方といったそれぞれの分野を見直すんだ。ただ、「二十一世紀の少子・高齢化社会の進展等に対応し、医療・福祉、教育等、有償資金の活用が期待される分野が存在することに留意する必要がある」と。

ですから、これを総合的に考えますと、一方で財投の規模全体はスリム化する、縮減する、各省庁もそう考えてちょうどよい。ただ、重点的な部分など、文部省は、ほかに私学の関係とそれから国立学校の関係、三つ来ていますよね。その中に今の「教育等」ということで入ってはいる。特に日本育英会への財投も来ております。

となれば、文部省は、ほかに私学の関係とそれから国立学校の関係、三つ来ていますよね。その中で過去のあれを見ると、育英奨学資金の方は財投の投資が少し右肩上がり、ほかは上がっていないませんから、そうすると、やはり育英奨学事業に対する考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○湖島説明員 お答え申し上げます。

財政投融資の関係でござりますけれども、御承知のとおり、日本育英会に対する財政投融資は、これまでいたいいますので、財投の育英奨学資金に対する考え方をお聞かせ願いたいと思います。

平成十年度の財政投融資計画におきましては、平成十年度の財政投融資は対前年度一四・七%増の四百九十八億円を計上しております。自己資金と合わせまして所要の事業規模を確保し、育英奨学事業の円滑な運営に十分配慮をしたものとなつてゐるものと考えておるところでござります。

一般財政投融資全体が対前年度比マイナス六・八%になつておりますが、一層のスリム化を図ることとしている中であります。日本育英会に対する財政投融資は対前年度一四・七%増の四百九十八億円を計上しております。自己資金と合わせまして所要の事業規模を確保し、育英奨学事業の円滑な運営に十分配慮をしたものとなつてゐるものと考えておるところでござります。

財政投融資制度全般につきましては、今お話をござりますように、昨年の暮れの行革会議の最終報告書や、これを踏まえ作成されました、二月十七

日国会に提出しております中央省庁等の改革基本法案におきまして、抜本的に改革するということとされております。

今先生が御紹介になりました。昨年十一月二十日、七日の資金運用審議会の懇談会で取りまとめた報告におきまして、改革の基本理念としまして、財

政投融資の「基本的な役割」必要性は将来においても残るが、「その具体的役割は、社会経済情勢の変化等に応じて変わっていくことが必要」であり、「財政投融資のスリム化に積極的に取り組む必要がある」とされ、さらに、財政投融資の対象

分野としまして、先ほど先生が御紹介になりました「教育等」を中心とした「有償資金の活用」が期待される分野が存在することに留意する必要がある。」とされております。

また、「財政投融资の機能」のうち「外部経済等への対応」というくだりにおきまして、「奨学金のようないくつかの問題」についてお話をされたときに、國が国民に対し教育を受けることを人的資本への投資として政策的に奨励する場合もある」と指摘されているところでございます。

私どもとしましては、今後とも、このような議

○藤村委員　理財局にも来ていただいているものですから、私のプランを一つ。財投資金の重点的または効率的な配分を行つてまいりたいと考えております。

前回簡単に御説明しましたが、理財局にも聞いておいてもらいたいのは、今方向として、人的資源への投資という意味で、育英資金というのは、日本育英会を通じて国がやっているわけですから、そして返還は確実でありますから、その意味では非常に有用な今後の投資の対象であるといふ考え方の方は多分お持ちでありましょう。

一つの試算でありますと、特に高等教育、大学、短大等に行っている人たちの中では、現在貸与人員は三十万人ちょっととです。それから、在籍者数などといいますと、これは二百八十三万人ぐらいいま

奨学制度として借りたい人が借りられるというふうにしたらどうかというと、おおむね推計百二十七万人ぐらいの人が応募するであろうと見られます。これは多目に見ております。すると、現在三十一万人ですから、増加分といふのは九十七万人ぐらゐ。この人たちに今の制度で、もちろん一種ですから有利子ですよ、貸しますと約六千一百億円ぐらいです。この六千一百億円ぐらいの規模で財投からお借りをして育英奨学金に回すということとは、財投の規模からすると、そんなにまたこれは大きな規模でもありません。短大、大学等へ進学する人は、親のすねかじりでなくて、これでまさに自分で借りをして行ける。それで、将来返すんだ、こういう制度になるわけであります。

文部省としては、六千二百億円借りて、当然利子補給が必要になってしまいますので、過去の預託金利の借入利率平均四・五%で推移すると仮定した場合は、これを有利子奨学金として出して、償還二十年で計算しますと、年々九百七十七億円ぐらいの利子補給をすればいい。いわば文部省予算としてはこういう規模である。このことで、育英的部分の無利子貸与を残しつつ、そして奨学的部分の、借りたい人はだれでも借りられるという制度ができる上がるわけであります。

私は、日本育英会を今後本当に存続させ、あるいは発展させようという声が皆さんの声であるなら、当然こういう方向を目指すべきだということを主張しておきたいと思いますので、この点だけは前回の繰り返しになります。

そこで、第二種の奨学金制度をもうちょっと細かくお伺いしたいと思います。

有利子貸与でどういう差があるんですかといふと、第一種奨学金よりやや緩やかな基準で、同じく、つまり優秀でかつ経済的に修学困難、どっちも条件は同じについていて、やや緩やかな程度であります。この差というのは全然必要ないというふことをさつきから言つておるわけです。

さらにそれに加えて、これはいい制度だと思いますが、希望する人は、特に医学部、歯学部、薬

学、歯医ですかには、有利子貸与の部分で増額貸与を受けられるのですね。これは希望する人であります。当然金利がつきます。これをどうして医、歯、薬、歯医に限定する必要があるのかといふ」と。

それから、増額貸与を受けた部分については金利が高くなっています。これは平成九年度の場合、たしか四八%。固定ですよ。なぜこの差があるのか、この辺、説明してください。

貸与制度を導入した際に、私立大学の医、歯、薬学部の学生納付金が他の学部に比べて著しく高いこと等を考慮いたしまして、医、歯それから薬学系について、基本的な奨学金の額に加えて、学生の希望に応じて増額貸与を行うこととしたものでございます。その後、平成九年度からは、同様な理由におきまして、獣医学系についても増額貸与制度を導入したところでございます。

現在も、授業料あるいは他の学生納付金も他学部に比べると高額であるということから、その割

度を継続し現在に至つてゐるところでございま
す。

次に、増額貸与の部分については、これは梁学生の希望に応じて、基本的な貸与部分に加えて貸与する、そういう特別な措置でございますことから、一般の有利子貸与の利率より高い、財投からの借入利率の加重平均によって利率を設定していくところでございまして、平成十一年度には四・五%というふうに考えられるところでございま

○藤村委員 いや、事実はわかっているのです。
つまり、増額貸与部分は高くして当然だという御認識なのか、それとも、やはりもちろん枠があるので若干制限的でいるんですかということです。どうもなんでしょうか。

○佐々木政府委員 増額貸与部分につきましては、基本的な部分に上乗せして、しかも被災学生の希望に応じて特別に措置をするということでござ

いままでの、そういう特別措置であるということから、一般的の有利子貸与の利率より高い、そういう扱いにすることが適当であるという考えに立つてゐるところでございます。

○藤村委員 昭和五十九年の日本育英会法全面改正のときは、そもそも有利子貸与はとんでもない、こういうことから大変な議論をされて、しかしされを認め、全面改正になつた。そこで有利子貸与というものができたわけでありますから、有利子貸与というのはもう少し単純化した方がいいんじゃないか。

あるいは、今ここへ来て、むしろ私なんかは、無利子貸与の育英会部分と有利子貸与の奨学的部とに分けて、いわば二つの路線でいく、これが今の認識、時代を反映した育英会のあり方ではないかと考えておるわけです。ただ、増額貸与については、希望する人でありますし、返すお金でありますから、その意味では余り制限的に、今の医歯、薬、もちろんお金がかかることはわかりますが、じゃ、私立の工学部だつてそれなりにかかります。

さつき例を挙げたように、今私立の東京の学校に下宿で通つた場合、平均でありますと、初年度三百二十三万円という大変なお金がかかるわけでありますから、それは、最初の一年だけでも例えば増額を受けられるようになりますとか、この辺は答申でも出ていますよね、弾力的にある程度奨学金のあり方を多様化するというのが、こういうことを具体的にやはり考えていつていただきたいということを希望したいと思います。

それからもう一点は、そもそもこの育英奨学制度の発足当初は、いわゆる進学できることを保障する、高等教育を自分も来年から受けられる、だからことし予約をしていただこうところからスタートをした制度であります。ただ、戦後の一時期、いわばみんなが貧しくて、みんなが食べられない時代、行つている学生さんが本当に学校をやめないといけないようなそんな現状があつたものですから、昭和二十三年度に、新制高等学校発

足に伴つて予約採用方式を中心としたわけですね。今そのままでいるのです。

しかし、これはその時代に対応した一時的な方向であつて、進学を保障するつまり、今や高等教育の部分で、来年大学へ行きたいんだ、ただお金の面でなかなか大変だというときに、その前年、高校三年生のときに予約奨学生を採用するという本来の制度をやはり拡充すべきではないか。

現在は、予約三割、在学七割であります。私は、戦後のあのときの一時にそういうことになつて、そのまま戻さずに来ているようだと思ふのですね。今までこれを逆転させるべきではないか、予約を七割、在学三割、このぐらいになつておかしくないのじゃないかと思いますが、この辺、お考えはござりますか。

○佐々木政府委員 御指摘のように、制度発足当初は進学保障の観点から予約採用を原則としておつたわけでございますが、戦後の学生生活の危機的状況の中で、在学生救済が急務となつたことを背景といたしまして、在学生採用が原則となる、それが現在に至っているという歴史的な経緯があるわけでござります。

そういう状況の中で、御指摘のとおり、大学等へ進学希望を持つ者が安心して進学のための勉学に取り組むことができるようになりますと、それは極めて大切な観点でございまして、大學学部等の奨学金については予約採用に比重を置いて拡充を図つていくことが適当であると考えておりますところがございまして、平成十年度予算案におきましては、予約採用人員につきまして二千人の増員を図つておるところがござります。

今後とも、予約採用に比重を置きつつ、その充実に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○藤村委員 二千人の増員、方向としてよろしいと思いますが、それで予約と在学は何割何割になりますか。

○佐々木政府委員 二千人増ということによつて、先生御指摘いただきました三対七の比率といふこ

とが直ちに変更するものではございません。

○藤村委員 教育改革を総理は唱えていらっしゃいます。改革をしようというのですから、これは結果として数字の上でも相當に変わらないと

ですから、方向は正しいのですよ。二千人予約

をふやされる、これはこれで大変結構なことだと

思います。たゞ、その二千人がどのくらいの規模

かというと、全体でいいますと微々たるもので

のじやないかと思うのですけれども、文部大臣、いかがですか。

○町村国務大臣 昔から大蔵省がよく言う、予算

に飛躍なしというわかつたようなわからないよう

な原則もあつたりいたしまして、しかし、さはさ

りながら、今委員からいろいろ御指摘いただいた

方といつたような御指摘も大変傾聴に値する御意

見だらう。また、他の党からもこの奨学金のあり

方についていろいろ御提言も出されていると

ころでござりますから、私もどとしても、そういう

御意見を真摯に受けとめながら対応してまいり

たいと考えております。

○藤村委員 真摯に受けとめていただくことを期

待して、あと一問だけ。

これは大臣に答えていたくほどのことではな

いのですが、お聞きいただいて最後にお答えいた

だきたいと思うのです。

現在、日本育英会の事業の中に補導事業とい

うのがあるのです。これはどんなことをしているか

というと、具体的には、学業成績報告、生活状況報

告書の提出を求める、学業成績不振者の勧励をす

る、奨学生からの作品募集、表彰、奨学生との面接

並びに相談、奨学生手帳、機関誌、育英返還の手引

の配布、返還説明会の開催、こんな内容の事業で

あります。これを補導という言葉でくくつてある

文部省は、やはり言葉は重要だと思います、学

生に対する影響もあります。補導というのを広辞

苑で引きますと、「少年などを正しい方向にたすけみちびくこと。」こう書いてあります。それから、補導といふと、すぐ警察を思い出しますね。警察に聞きますと、「少年補導の意義」と書いてあります。「少年補導とは、健全育成の精神にのつとり、少年の非行を防止し、その福祉を図るために適切な処遇を行なう活動をいう。」

日本育英会は何も非行を防止するような団体ではないし、奨学を奨励するといいますか、皆さんに学校へ行つたとき、教育を受けていただき、教育の機会均等を保障するような一助を担うわけではありません。そこにこの補導事業という言葉、これは最初から変わってないのだと思ひます。しかし、時代が大きく変化して、先般もありましたけれども、切れるという言葉は、昔は派な

人のことを言つたけれども今は違うと。やはり時代が変わり、言葉の持つ意味が変わる、しかしこの補導は変わつてない。中身とえらい違うのじゃないか。もつと適切な言葉はないのか、あるいは変えられないのかということをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○佐々木政府委員 御指摘にござりますように、昭和十九年以来の言葉として補導という言葉が使われておるわけございまして、現在育英会が行つております指導助言業務を総称する意味でこの言葉が使われておるわけござります。

ただ、御指摘にもございましたように、例えば警察署組織令では二十九年に補導というような言葉を使つて今日に至つておるというふうなこともござります。

言葉の持つ意味、語感というものが時代の変化に伴つて変わつてくるということでござりますので、今後の課題として検討させていただきたいと

いうふうに思つております。

○藤村委員 今後の課題として検討いただく、当然そうしていただきたいわけで、もつと早くに結論を出していただきたい。私、修学支援事業なん

大学の学生部とかいう言葉も、あれは、アメリカからウェルフエア・アンド・ガイダンスとかいう言葉が来たようですね、それを多分どうもそのまま翻訳した。ガイダンスの訳が補導になつたから、いまだに補導を使つていて、どうもこういうことの経緯があるようです。

ですから、やはり言葉が大切な文部省でありますし、そして大学奨学金を出すよう、高等教育に対する奨学生を募集する育英会がこの補導といふ言葉でまだいいのですと言つていては、ちょっとこれは本当に頭かたいなと思われますので、大臣、一言。

○町村国務大臣 御指摘の点よくわかりますので、次回法律改正までにはいい答えを出したいと思っております。

○河村(建)委員長代理 次に、安住淳君。

○安住委員 同様の藤村委員の関連で、日本育英会法の問題を二点ほど質問させていただきます。

高等教育に関する行政監察結果に基づく勧告といふのが平成七年六月に総務省から出されておりましたけれども、今回返還免除制度の見直しといふのは、ここで指摘されていた経緯等を踏まえて改善措置を講ずるというふうに理解をしておりま

すけれども、実はこのときにもう二つほど総務省から指摘をされた事項がござります。

○藤村委員 選用枠の国公立、私立大学の配分等の見直しをもう少し検討してはどうか

その一点は、奨学生の採用枠の国公立、私立大

学の配分等の見直しをもう少し検討してはどうか

といふことが一つ。それから、日本育英会の支所及び支部について、もう少し効率化、合理化を図るべきではないかという勧告を受けておりますけれども、こうした点についての文部省の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

(河村(建)委員長代理退席、委員長着席)

○佐々木政府委員 まず、国公私立大学別の配分等の見直しをございますが、現在、国公立大学が約十二万三千人であるのに対して、私立大学は約十六万人となつております。貸与率を見ますと、国立大学が二一%であるのに対し、私立大学が

だつたのです。実は、この判決文の中でこういふうに言つているのですね。

この犯罪を犯した子供に対して、反省の跡が全く見られない。なぜ警察官を襲つたかと云うと、その襲つていく過程といいますか、事件を起こす背景には、格闘技なんかのアニメやビデオ等刺激的なものをずっと見ている中で、仮想の、空想の存在から実存の銃というものを、本物の銃を使いつたくなつて、警察官を襲つて本物の銃を手に入れようと思ったというふうに書いてあるというか、裁判長がそういう話を朗読したということで、今現在も反省の姿が見られないで初等少年院に送るのが適当であるというふうな話なわけでありまですね。これは、いろいろな思いというはあるわけです。

先週に引き続き恐縮ですけれども、まだ詳細なお話をできる立場でないのは承知でございます

が、ます、このことを聞いてどのように思われるか、大臣の所見を伺いたいと思います。

○町村国務大臣 私も今、十分ほど前に情報を入手したところでござりますから詳細はよくわかりません。多分、今安住委員が言われたような内容であると概略承知をいたします。

少年の反省が十分でないということから少年院送りになつたという結論は、権威ある裁判所でお出しになつたことですから、それはそれで私は尊重をしたいと思っております。

その理由の方までについては私もちよつと詳細よくわかりませんが、もし、委員が言われるようなら、そうしたアニメであるとかあるいはビデオですか、そういうものの中から仮想と現実との違いがよくわからなくなってきた、あるいは仮想に刺激をされて、それを現実化してみたくなつたといふようなことであるのであれば、一般的に言われております有害情報の子供に与える影響の大きさというのを感じるわけでありまして、そうしたものが余りにも今野放しになつて現状というのはやはりいかがなものかな、こんな感想を持ったところであります。

○安住委員 これは先週、委員会の中でかなり議論をさせていただきましたけれども、学校で幾らある意味では、ビデオにしてもCDにしても規制が全くなくて野放しの状態だということになつてしましますと、やはりそこに何らかの規制措置をする必要性を、こういう事件の判決文なんかを読んでいても私は非常に感じるわけでありまして、何とかその点については善処をしていただくといふか、法規制を含めてやはり配慮をしていただきたいというふうに思います。

さて、最近の文教委員会は子供の不祥事の話ばかりかといえば、今度は教職員の不祥事ということで、そういう意味では楽しい話ではございませんが、この教職員の最近の不祥事について少し文部省のお話を伺いしたいと思います。

先週もたしか覚せい剤を使用した女子教員が逮捕された。それから、わいせつビデオの収集をしていました中年の教職員が逮捕された事案がある。それから、淫行条例に違反をした教職員もいる。最近の新聞の社会面もニュースも、学校現場の子供の不祥事か教師の不祥事という、そういうふうな見出しが非常に躍るといいますか、最近はショック通り越してむしろ何か当たり前みたいになつてきましたよな風潮があつて、非常に残念だなと私は思つております。

これは多分大臣も同じような認識といいます

事の傾向というのはつかんでいらっしゃるのだと

は当然思いますけれども、今、大臣の言葉だけではちょっと何をするのかよくわからないのです。

具体的に文部省として、教職員の今の不祥事といいますか、私は印象としてはかなり多いなと思つてますけれども、こうしたことにに対する具体的な対策を何か考えていらつしやるのでしょうか。

○御手洗政府委員 教職員の服務監督権は、基本的には市町村の教育委員会あるいは学校を設置する都道府県の教育委員会にございますし、また任命権は都道府県あるいは政令市等の適切な行使の中にあるわけでござりますので、文部省が直接的に個々の職員を服務監督し、あるいは処分等を行なうという立場にはないわけですが、それでも各都道府県や政令市等におきます懲戒処分等の状況につきましては、その具体的な、類型的な態様等につきまして文部省として毎年報告をいたしました。それを任命権者に全体としてお示しするというようなことで、教職員の服務監督等の徹底の参考等の資料にしているわけですが、

ちなみに、平成八年度で懲戒処分を受けた公立

りまして、いろいろな研修を通じて、もうとも研修以前の問題、人間性の問題かなとも思いますが、いろいろな努力を、文部省あるいは各教育委員会等を通じて、服務規律の徹底、持つべき人間としての、社会人としての常識というようなものは徹底してあるはずなのですが、なかなかそれが徹底し切らない。

どこの社会にでもあるじやないか、一定の比率でこういうものは起きるものだと言つてしまえばそれまでであります。が、学校の先生に限つてやはりそういうことは許されないと私は思つておりますので、さらにさらに、各研修等々の場を通じまして、しっかりと服務規律が徹底できるよう努力を続けていくしかなかろう、かよ

うに思います。

○安住委員 最近の事件というか、こういう不祥事の傾向というのはつかんでいらっしゃるのだと

は当然思いますけれども、今、大臣の言葉だけではちょっと何をするのかよくわからないのです。

具体的に文部省として、教職員の今の不祥事といいますか、私は印象としてはかなり多いなと思つてますけれども、こうしたことにに対する具体的な対策を何か考えていらつしやるのでしょうか。

○御手洗政府委員 この問題ではなくて、やはり二千五百人もそういう教師がいるということは現実だと思うのですよね。それで大臣、事件を起こしたのは大人ですから、そんなことは同情する余地もないし、文部省にどうこうしろという話にはならないと私は思つてます。

○安住委員 二千五百人が多いか少ないかということが問題ではなくて、やはり二千五百人もそういう

教師がいるということは現実だと思うのですよね。それで大臣、事件を起こしたのは大人ですかね。

しかし、私は先週もちよつとお話ししたのですけれども、ほかの産業や職業と違つて、まさに教

育だけはこれはもう人ですから、つまり立派な校長先生のいるところの学校はやはり立派になりますし、非常に人間味あふれる立派な教師がいれば

毎年その教師は学校を卒業した人たちの同窓会に呼ばれるし、呼ばれない、圧倒的に声をかけられない人もいる。そういう意味では、まさに人が人を育てるわけですよね。この認識は私はいいと思つ

うのですよ。

そういうときに、私が最近どうも気になるのは、私の地域だけではなくて全体に、管理をするといふに今御手洗局長おつしやいましたけれども、校長を初め教頭先生、ある意味で管理職と言われるような人たちが、これは大臣もテレビでそういうお話をなさっていたようですけれども、どこかに依存心が非常に強く、自分の学校をどういふうにしていこうかという意識が、やはり公立の場合、私立よりも非常に欠落をしていて、どこか都合のいいところは文部省や県の教育委員会、そういうところのひな形に合わせた形のことだけをただやつていて、善い方は失礼ですけれども、無事定年を迎ればいいような発想の人があることが多いのではないかだろうか。

だから、改革をしようとか子供たちに何かをしようと熱意みたいなものが伝わってこないのが教職員にも伝染しますと、どうしても学校全体が沈んでいく。そういうことが顕著に出ていて、たしかテレビのときに、大臣に質問されていた方が、どなたかわからないのですけれども、私立は非常に学校の先生の権限が強くて、何かあつたらすぐ退学にもさせられる力があるんだけれども、公立の教師というのはそういうところがないから生徒に軽く見られるんだみたいな話をしていた。しかし、こんなものを文部大臣に言つこと自体、認識としてどうかなと私は思うのですね。そんなことは自分で判断して、自分たちの教育委員会や自分たちの市町村の学校にいるところでやればいいだけの話です。

しかし、それをそういうふうに教育現場の人が言うくらい、教育というのは文部省が管理しているんだという意識を持っているのは、文部省が本来いろんな意味で自主性でやってくださいと言っているものの、現場がそれをよく理解していない。だから、そこに管理者の大きな問題というか誤解がある。そのことについて、まず最初に大臣の認識を聞かせていただきたいと思うのです

ね。

○町村国務大臣 戦後の教育の中で、教育委員会制度というのを新しく入れたわけあります。まさにそれは地方自治の原点の一つともいべき性格のものであつたと思いますし、特に小中学校についてはそこが現場ですよと、そして文部省はそれが対して指導助言という立場であったわけなんですね。基本的に構造はそうであり、そういう中で國として指導要領の基本を定めるとか幾つかのところがあります。

それが、どうもこの戦後五十年余の間で、ややもすると文部省がすべての責任を負う。実際、法令上その他はそくなってしまつたのかもしれませんし、現実も必ずしもすべてがそうではないのですが、ややもするとそういう印象を持つ。そして、学校の現場の校長さん始め、何か事があれば教育委員会の方を見る、あるいは文部省の指示を仰ぐという方を見ます。悪弊として指摘されてもやむを得ないような実態なり精神的な風土ができてしまつたのだろうと思います。

そこで今、私ども、中央教育審議会にお願いをして、その辺の地方教育行政のあり方、地方分権ということを前提にしながら、国が見るべき部分はできるだけエッセンス、限定をして、できるだけ都道府県、市町村の教育委員会にお任せをする、そして、そこからさらに教育委員会も、人事であるとか予算であるとか学内の規則の制定であるとか、いろいろなことについてできるだけ学校の現場にそれを渡していくという方向で具体的な議論をお願いしております。ぱつぱつその断片的なものが一部新聞報道などもされております。

私は、学校づくりの基本、原点は、やはり学校の現場にある。学校の現場で生き生きとした教育をやつてもらうためには、それなりのまた努力と責任をお願いしていく。こういう方向で、教育の創造性のある学校をいかに地方分権といいのであわせて御答弁をいただきたいと思うのですが、つくり、創造性のある学校をいかに地方分権とい

やり、六月ごろには答申をいただければ、こう思つて作業をお願いしているところあります。

○安住委員 今までの国会で教職員免許法の改正案が出てきますが、一つ危惧するのは、言おうとする趣旨がもし伝わらなかつたら誤解を受けるのでわかりやすく言いますと、もつとユニークな人材といふか、やはりいろいろな価値観を持った人が先生でいるべきだと私は思うのです。

アメリカでもそうだしフランスでも、数学しか教えられないけれども、人格の問題は関係なく教

え方は非常にうまいとか、いろんなバラエティーに富んだ先生が本来あって、そして、管理者と言われる校長というのはそれこそ、私は民主主義のことをとやかく言えるような立場ではありますけれども、権利権利ばかり主張しているのいやなくて、それは当然責任や義務が伴うわけで、自由にいろんなことをやってもいいですけれども、最後は校長、あなたが責任をとりなさいよといふ非常に厳しいルールをもう少し確立をした上で、そこを前提とした上で、学校の運営についても

はもつと自由にやりなさい、創造性を持ってやってください」というようなことを、これは中央から指導すると言うとちょっと矛盾があるんですけれども、ある意味ではそういうことを実は文部省は今言わないといけない時期かなと。

ですから、初任者研修とかそういうことで、最低限のルールというか、管理するときに必要なノウハウは、そういうことは私は構わないと思いますけれども、思い切った自己責任型の教育のあり方というのを公立学校の校長等にも、植え付けておきたいと思いますが、そうしたことも含めての今作業を進めているということを申し上げさせていただきます。

○安住委員 私は、思い切って校長なんか公募して、民間の管理職をやっていらっしゃる方とか、優秀な校長とはとても思えないような人はなかなかいるのかなという気がいたしますから、思っているのかなという気がいたしますから、思つたことをせひそういう意味で来年度やつていただきたい。

それから、教職員の不祥事についても、任命権はないにしても、そつはいつても、これは文教行 政にとって非常にゆゆしい事態でありますから、どういうふうな形にするのかは私は専門家でないからわかりませんけれども、こうしたことを未然に防ぐといふか、こういう教職員が本当にいるのかないのか、ぜひ厳重に全国を検査をす ると言つたら変ですけれども、やはりもう一回チェックしていただきたいことを要望しておきま

す。

○町村国務大臣 学校がややもすると閉鎖社会になつてしまわないようになると、いうふうな意味で、社会人の登用でありますとか周辺の地域の方々との交流でありますとか、あるいはそういう方々をアドバイザーとして迎え入れるとか、いろいろな方

す。

それでは、ちょっと限られた時間で大変申しわけないので、次に、幼保の一元化の問題について少しお伺いをしたいと思います。

私は、最初の文教委員会の質問のときもこの問題をやらせていただいたのですけれども、やはり少子化時代を迎えて、今もこの三月期というのは、幼稚園の経営者の方々から見れば、就学前児童の確保というものに大変四苦八苦されている時期であります。いろいろな問題について本当に質問したかったのですけれども時間がございませんから、まず大臣に基本的な考え方を伺います。

大臣は就学前教育のあり方とどうのはどうあるべきだとお考えでありますか。

○町村国務大臣 それこそ夫婦が結婚をして、子供ができる、その妊娠の瞬間から教育は始まる、いわゆる胎児教育という言葉をかえて言えばそれはです。そして、出産を経て学齢に達するまでの間、幼稚園、保育所というのがあります、やはりもう一度言つて、これは子育て、言葉をかえて言えばそれは教育ということであろうと思つております。それで、その重要性が改めて問われている昨今の状況ではないだろうか、こう思つております。

したがいまして、ちょっと先走るよう恐縮ですが、やはり幼稚園、保育所、たまたま分かれておりますが、実際に果たしている機能は非常に似通つてきています。私は思つておりますので、そういう意味で、そこに大きな乖離があつてはいけないし、何も文部省は、三歳児が就園してから後のことしか考えておりませんというわけでもなくして、家庭教育ということについてこれからもまたしっかりと取り組む、その取り組みをさらに強めています。

○安住委員 十一月に質問をしたときよりはかなり前進をしているのかなという前向きな答弁をいたしましたけれども、あの教育改革プログラムでいくと、三月中には厚生省との具体的な方針について協議をするという話になっていますけれども、

も、今のところの具体的な進みぐあいを簡潔にお

答え願えますか。

○辻村政府委員 昨年の先生の御質問に、厚生省と文部省両省で施設の共用化の実態について調査をし、集計を急いでおりますというお答えを申上げたわけでございますが、その後、私どもその実態調査の集計を踏まえまして両省協議をいたしまして、三月十日付で厚生省と文部省両省の局长名で、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」の通知を発したところでござります。

施設設備の相互活用、あるいは園具、教具の相互活用、あるいは運用の創意工夫、それから幼稚園教諭と保母の合同研修の実施等、第一歩ではあるわけでござりますけれども、そのような指針を通知したところございまして、先ほど大臣の御答弁にもございましたけれども、今後、幼稚園における子育て支援のあり方とか、あるいは幼稚園と保育所での教育内容、保育内容のあり方等につきまして検討をさらに進めてまいりたい、そういう状況でござります。

○安住委員 私が心配しているのは、経営基盤の非常に弱い幼稚園というのは結構多いと思うのです。結局、行政が行政の側の理由で改善をやつているように見えますけれども、現場を見ますと、今まで行政の窓口というお話をございましたが、そこまで一元化という方向性も出てくるのだろうと私は思つておりますが、どこまで今の制度を前提にしてやれるかということを早急に今詰めているところでございまして、小泉大臣とも相談をいたしまして、今作業のスピードアップを図つていて、段階でござります。

なお、行政の窓口というお話をございましたが、そういうアプローチの仕方もあるのだろうと思いつつ、やはり経営基盤を安定してもらわない

のですが、やはり経営基盤を安定してもらわないと、私も小さな子供がいますけれども、親御さんにも大変な心配をかけるし、私は幼稚園教育といふのはやはりそういう意味では私費助成という観点からも非常に重要なことだと思います。ただ野放しにしていいとも思いません。

ですから、厚生省と文部省がそれぞれの領域の中でも少しずつ改善していくことはわかりますけれども、少しずつ改善していく間にばたばたつぶれたのでは私は意味がないと思いますから、そこは思い切って、前も申し上げましたけれども、やはりそういうふうな局長同士の話し合いができるような環境がもうできた以上は、ことし

じゅうには私は行政の窓口の一元化というものはやはり不可欠ではないかな、これは行政改革にも見合った話でありますから、そういうことをやるためにこれはやはり政治決断ではないかなと思いますので、最後にこのことについて文部大臣の見解をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○町村国務大臣 先ほど局長が答弁を申し上げましたように、施設の共用化というのはあくまでも第一歩だと私ども考えております。

今後さらにこれを進めていく方向は、先ほど御答弁を申し上げましたように、教育の内容とか、あるいは教師とか保母の養成の段階、いろいろな面で共通化を図つていく、そこから委員會がされたるわけでござりますけれども、そのような指針を

答弁を申し上げましたように、教育の内容とか、あるいは教師とか保母の養成の段階、いろいろな面で共通化を図つていく、そこから委員會がされたるわけでござりますけれども、そのような指針を

題について質問させてもらいます。
町村文部大臣 初め文部省の担当各位には、青少年犯罪や薬物乱用の増加など、特に学校現場を中心とした教師、生徒における事件が相次ぐ中で、これらの問題解決に向け努力されていると思っております。よく、子供たちの心が病んでいる国は、国が滅ぶ前兆であると言われています。私は、決して議論のあり方を否定するわけではありませんが、これまでのような役所的な議論ではなく、もつと現場の声を聞くべきだと思います。

私も昨日の当委員会において、心の教育の大切さや、問題が起きたとき教育委員会から報告を受けただけでなく、実際に現場へ足を運んで対話を

するようにと主張してきました。二十一世紀の日本を担つていく青少年の希望ある未来の実現のために、生きた政策による子供たちへの提言をお願いしたいと思います。

これまで同様の質問を数多く受けていると思いますが、一連の事件を踏まえ、子供たちの心をよみがえらせる教育の実現と、今問われている大人の責任と役割をどのように受けとめ、それを果たしていくのか、まず大臣の御見解をお願いします。

私は、一連の事件を踏まえ、子供たちの心をよみがえらせる教育の実現と、今問われている大人の責任と役割をどのように受けとめ、それを果たしていくのか、まず大臣の御見解をお願いします。

○町村国務大臣 委員から、教育行政に当たる基本的な心構えについてのお話をいただきました。この点は委員も同様であります。大変悲惨な、また衝撃的な事件が相次いでおります。

何か伝染病のようにともいふべき広がり方で、大変心を痛めているわけでござります。

○町村国務大臣 委員から、教育行政に当たる基本的な心構えについてのお話をいただきました。この点は委員も同様であります。大変悲惨な、また衝撃的な事件が相次いでおります。

私は、当該学校ではございませんが、他の中学校に足を運んだり、あるいは中学校の先生方に十数名集まつていただきお話をしたりという

ようふうにということで努力をしてまいりました。

当該問題を起こしている学校に文部大臣まで足を運んでしまったと、現場の混乱が一層拡大してはとうようふうにということで努力をしてまいりました。

当該問題を起こしている学校に文部大臣まで足を運んでしまったと、現場の混乱が一層拡大してはとうようふうにということで努力をしてまいりました。

本日議題になつてゐる法案の質疑に入る前に、何回も何回も聞いていますけれども、青少年の間で少しずつ改善していくことはわざわざお願いします。

○高橋委員長 次に、旭道山と泰君。

○旭道山委員 新党平和の旭道山です。大臣、胸をかりるつもりで質問しますので、関係各位、よろしくお願ひします。

本日議題になつてゐる法案の質疑に入る前に、何回も何回も聞いていますけれども、青少年の間で少しずつ改善していくことはわざわざお願いします。

本日議題になつてゐる法案の質疑に入る前に、何回も何回も聞いていますけれども、青少年の間で少しずつ改善していくことはわざわざお願いします。

本日議題になつてゐる法案の質疑に入る前に、何回も何回も聞いていますけれども、青少年の間で少しずつ改善していくことはわざわざお願いします。

本日議題になつてゐる法案の質疑に入る前に、何回も何回も聞いていますけれども、青少年の間で少しずつ改善していくことはわざわざお願いします。

本日議題になつてゐる法案の質疑に入る前に、何回も何回も聞いていますけれども、青少年の間で少しずつ改善していくことはわざわざお願いします。

本日議題になつてゐる法案の質疑に入る前に、何回も何回も聞いていますけれども、青少年の間で少しずつ改善していくことはわざわざお願いします。

本日議題になつてゐる法案の質疑に入る前に、何回も何回も聞いていますけれども、青少年の間で少しずつ改善していくことはわざわざお願いします。

本日議題になつてゐる法案の質疑に入る前に、何回も何回も聞いていますけれども、青少年の間で少しずつ改善していくことはわざわざお願いします。

本日議題になつてゐる法案の質疑に入る前に、何回も何回も聞いていますけれども、青少年の間で少しずつ改善していくことはわざわざお願いします。

います。

いずれにいたしましても、緊急対応として、とにかくナイフとかそういう凶器を学校に持ち込まないようにということ、そして心の大切さ、命の大切さというものを、それぞれの学校現場で今急いでもう一度緊急的に教えていただきたいということを再三お願ひをし、さらに、それはあくまでも緊急対応でございますから、もう少し中長期で見えた場合には、ゆとりのある教育、あるいは生きる力のあるたくましい子供たちをどう育てるのか、そのための学校づくり、指導の内容でござりますと、学校のあり方、どういう運営をしていいらいかとか、あるいは先生の養成でありますとか、いろいろな面について、まさにこれは教育改革の一番大きな中心テーマだらうと思つていろいろな施策を、これは即効性はないかもしれません、そうした対策を今一生懸命考え方、一つずつ実行移してはいる。その幾つかの法律を今回、この国会でもまた御審議をいただくということにしておるわけでございます。

○旭道山委員 ありがとうございます。町村大臣、いろいろと現場へ行つていると思いますけれども、本当にまたお願ひします。

一連のナイフによる事件で、刺した方も刺された方も本当に多大な衝撃を受けていると思います。特に、いろいろと被害を受けた人間の心のケアもやはり必要だと思います。だから、そういう現場でも心のケアの重要性というのがやはり問題になると思います。

今、青少年の事件は、毎週のようにメディアを通じて国民に衝撃を与えてはいます。大臣が全国の子供に呼びかけたように、これ以上悲劇を繰り返さないためにも万全の努力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

では、これから本題に入ります。

まず最初に、人材育成のために一貫して奨学金制度の充実に向け御努力を続けてこられたことを評価したいと思います。しかし、我が国の奨学金制度は、特に経済的に困難な家庭への支援体制は

必ずしも十分ではないのが現状だという実感を持っています。

私は中学卒業しかできませんでした。中学を卒業後、十五歳で角界に入門しました。しかし現実は、関取になりたいとか、あるいは将来の期待を受けてスクワットされ角界に入門したわけではありません。

私は、物心ついたころから手一つで育てられました。母親の事業による収入で生活が成り立つていたのもつかの間、交通事故で被害者となつて、後遺症に悩まされ、働く機会を失つてからは一転して経済的に厳しい状況に変わりました。

当時、小学生だった私は、長男ですから、わずかなアルバイトで一家五人の生活を支えなければいけないという時期が続きました。そして小学校、中学校の休みの日には、時間があればアルバイトをしていました。そういう経済的に厳しい環境に置かれた子供は、その中から生きるすべを見つけなければいけないのです。

私の場合は、幸いにもスポーツによる高校進学の道が開けましたが、推薦によって私自身の学費はかかるない条件がありながらも、最終的には、家族を支えるだけの経済力がだれにもない状況では、私が高校進学を断念しなければならなかつたのです。私が高校進学を希望することは考えられない状態でした。それで結局、生きていくために高校進学をあきらめたということが事実です。

私のように、進学を希望しても、現実を考えた場合あきらめざるを得ない人はほかにもたくさんいるはずです。直接法案の改正案の趣旨とは違いますけれども、経済的に進学が困難な状況に置かれている家庭に対する育英奨学事業以外の経済的支援措置の充実について、御意見をお聞かせ願います。

○佐々木政府委員 まず、高校生に対する奨学生でございますが、日本育英会は、平成十年度予算案で、十二万二千五百十一人の生徒に対し貸与することとしており、また、都道府県や公益法人等による育英奨学事業については、これは平成七年度

の数字でございますけれども、十三万一千人の生徒に対し支給がなされているところでござります。

次に税制面の関係でございますが、教育費の負担の重い中高年層に対する税負担の軽減を図るために、十六歳以上二十三歳未満の扶養親族に係る扶養控除額を割り増しする特定扶養控除制度が現在講じられておりまして、十年度からさらには割り増しをすることとしておるところでござります。

次は経常費助成でございますが、私学振興助成に基づき、教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減等に資するため、都道府県が行う私立の高等学校の経常費助成に対し国が補助をするという仕組みをとつておりますので、これらを通じていたのもつかの間、交通事故で被害者となつて、後遺症に悩まされ、働く機会を失つてからは一転して経済的に厳しい状況に変わりました。

そのほかの措置をいたしましては、母子及び婦福祉法による修学資金貸与の制度がございますし、また、生活福祉資金貸付制度による修学資金貸し付けが実施をされておるところでございます。

文部省といたしましては、関係省庁とも連携をしつつ、経済的理由により高校進学を断念せざるを得ない、そういうことのないよう、育英奨学事業の充実を含め、必要な措置、対応をしてまいりたいと考えているところでござります。

○旭道山委員 そのようにやはり柔軟にやつてほしいのです。本当によろしくお願ひします。

ところで、今回の改正案の中心となつていてる教育職の返還免除制度を含め、学校教育という分野に優秀な人材を確保するという意味では、確かにその役割は薄れてきていると思います。むしろ私は、現在の日本育英会の事業をさらに発展的に継承する奨学金制度として大幅な改善をしていくこそが必要だと思ってます。

教育費や生活費は年々増加する上、長期化する不況による年収の減少によつて仕送りの減少や、その上、倒産、失業、解雇という現実が迫り打ちをかけているのが現状ではないかと思います。必要

とする学部学生や大学院生が利用できるように、より積極的に、より開かれた奨学金制度にすべきであると思いますが、大臣の御意見をお願いします。

○町村国務大臣 委員御指摘のとおり、今の育英会制度、かなりの機能を果たしておりますが、ではそれで十分かと言われば、私は、まだまだ改善の余地は確かにあると思います。

今、新しいニーズとしては、例えば大学院にも行く人がふえておりますので、そうした方々へのものでありますとか、あるいは専門学校、専修学校というあたりも率直に言つて不足をしておりま

す。あるいは、先ほど別の方の御議論で既に御指摘がございましたけれども、私立と國公立の差で

ありますと、私立の方々の受ける割合が低いなどなど。あるいは返還の条件でありますとか、ある

いは金額でありますとか、もう少しこの育英会の財政にゆとりができますれば、やりたいこと、やらなければならぬことはたくさんあるな、こう思つておりますが、一遍にあれもこれもできません

んで、可能なところから、とにかく最大限そうした新しいニーズにもこたえられるようにつしかりやつていただきたいと思っております。

○旭道山委員 その辺、やはり柔軟に動いてもらうことをお願いします。

これまでの奨学金制度の充実はもちろんのことですが、私自身のことに置きかえて考えてみた場合、もしスポーツにすぐれていたかつたら、実際に進学する場合の最大のネックになつたのは入学金だと思います。

経済的に困難な状況の家庭においては、たとえ高校や大学に合格しても、高額な入学金を納めることは大変厳しいことであると思ひます。

入学金については現行の奨学金の制度では認められておりませんが、入学金が高額で大きな家計負担となつては、教育ローンなどを利用しなければならない人が増加しているという現状を考えると、私は、新たに入学金の貸与制度を創設すべ

きだと思いますが、御見解をお願いします。

○佐々木政府委員 入学に際しましては、授業料だけではなくて、入学料等の学生納付金のほか、例えれば下宿に入る、さらには所要の学用品をそろえる等、相当の費用が要るというのは事実でございます。その負担軽減のために入学時の費用に対して育英会として対応してはどうかという御指摘も、まことにもつともな面があるわけでござります。

文部省といたしましては、日本育英会の奨学金については、大学学部の貸与人員の増を図る、あるいは大学院についてさらなる充実をするという貸与人員の増が一つ課題としてございまして、また同時に、平均的な生活費の増額に対応して貸与金額を充実していくということ、他方の大きな課題としてあるわけでございます。

そういう状況も勘案をいたしますと、既に国民金融公庫等の教育ローンが存在をするということがありますので、育英会の奨学金を入学金の貸与にまで広げていく、そういう制度を創設するということは、直ちには困難な問題であるというふうに考えているところでございます。

○旭道山委員 本当に入学金というのはやはりいかいでですから、できればそういうものにまで広げてもらいうな前向きな検討をお願いします。

さて、次に奨学金の貸与が終了した後の返還期間の延長問題について質問いたしました。

間の延長問題について質問いたしました。

例えば大学院の修士課程の返還期間は、かつて十六年間の返還であったが、現在は十四年間の返還期間と定められています。教育費、生活費の増加などに伴い貸与される金額も上昇し、二年間の貸与額は総額約二百万元にもなっています。私の事務所の秘書は、修士課程に在学していた当時の二年間に貸与を受けた奨学金総額は百四十四万円であったと聞いています。それを年一回の年賦払いで九万円ずつ、十六年間返済したと言つています。

○旭道山委員 総額がふえることに伴つて返還期間が延長されるのであれば理解できますが、貸与総額がふえた上、逆に返還期間が短縮されることは、返還に関する大きな負担を感じるのでないでしょうか。どのように根拠に基づいて返還期間を短縮されたのか、お聞きしたいと思います。

○佐々木政府委員 奨学金の返還期間についてでございますが、従来から卒業をしました奨学生の返還負担能力等を考えまして、適正な期間を設定してきたところでございます。

現在の返還期間につきましては、平成五年の育英会制度に関する調査研究会の報告に基づくものでございまして、その報告では、奨学金の返還期間については、昭和五十八年に平均約十年であつた返還期間が、その後の貸与月額の増加に伴い、平成四年では平均十五年と長期化しているが、資金の効率的運用を図る観点から、その間の卒業奨学生の返還負担能力の向上を勘案しつつ返還期間の短縮を図るべきである、そういう指摘をいたしました。

これを受けまして、平成六年度返還者から約一年ないし二年の返還期間の短縮を行つたものでございまして、大学院の修士課程については、昭和五十八年に返還期間が平均十三年でございましたが、平成四年では平均十五年になつて、これを平成六年に十四年にしたものでございます。

今後とも、事業資金の効率的運用、貸与月額の増による返還期間の長期化、さらには卒業奨学生の初任給の上昇等の社会的情勢にも十分配慮しながら、この問題について適切に対応してまいりたいと考えております。

○旭道山委員 また、国公立大学の自宅外、私立大学の自宅の人の無利子貸与の奨学金の総額は、大学院修士課程の総額よりもかわらず同じ十四年間の返還になつています。大学の学部卒業生と大学院修士課程を修了した人の初任給でございますが、これにつきましては、貸与を受けた奨学金の総額、貸与総額に応じて最低年賦額を卒業生の返還負担能力と資金の効率的運用等を総合勘案して決めておるところでございます。最低年賦額を決めるということで対処しておるわけでございます。

これらの奨学金の返還方法についてでございまが、これにつきましては、貸与を受けた奨学金の総額、貸与総額に応じて最低年賦額を卒業生の返還負担能力と資金の効率的運用等を総合勘案して決めておるところでございまして、最低年賦額を年といふ年数を動かせないということですけれども、この点を考えただけでも返還期間の改善の必要性があると思います。

私はこの際、二十年以内となつておる返還期間を三十年以内に延長し、ただし繰り上げの返還を認めようなど強力的な制度の改革をすべきではないかと考えています。もしよろしければ御意見をお願いします。

○佐々木政府委員 返還期間につきましては、例えば私学の自宅外の学部学生が修士課程までの貸与を受ける、あるいは博士課程で貸与を受ける、いずれも返還期間は二十年以内の返還期間となつておるわけでございまして、月賦あるいは半年賦、年賦のいずれかの方法を選択をして返還をすると修士課程の場合は、年賦額が十四万円で十四年間で返還をするということでございまして、この三者いずれの場合も返還年数が十四年となつておるわけですが、年賦額が異なることから、返還総額が違つても同じ返還年数になつておる、そういう結果となつておるものでございまして、この三者いずれの場合は返還金を財源として奨学事業を実施する、それが返還金を回収する、そういう資金の効率的な運用から見て期間がどうであるかといふことがござりますが、返還金を確実に回収する、そういう見方から見た場合、余り長期にわたるということはいかがであろうかというふうなこともございま

じというのはおかしいと思います。

現在、奨学金の返還滞納額は、無利子の第一種と有利子の第二種を合計すると約二百億円と聞いています。返還期間を短縮するような、返還する人の現状を無視したような実態が滞納の要因ともなっていると思います。こうした状態を改善することがまず大事じゃないかと思います。滞納者に対する請求方法を考えることも大切ですか、まことにます。それぞれ答弁をよろしくお願いします。

○佐々木政府委員 平成九年度の入学者の奨学金の貸与総額について申し上げますと、国公立大学に自宅から通学する場合の卒業までの貸与総額が二百二十万八千円でござります。私立大学に自宅から通学する場合の卒業までの貸与総額が三十五万二千円でござります。大学院修士課程の貸与総額は百九十九万二千円となつてございます。

○旭道山委員 その結果、国公立大学自宅外の場合は、年賦額が十五万円であることから返還年数が十四年間となつてござります。私立大学自宅の場合も、同様の考え方で年賦額が十六万円とすることで十四年間で返還をするということでございます。大学院修士課程の場合は、年賦額が十四万円で十四年間で返還をするということでございまして、この三者いずれの場合も返還年数が十四年となつておるわけですが、年賦額が異なることから、返還総額が違つても同じ返還年数になつておる、

この返還期限を延長することについてでございま

す。

なお、返還月額をそれぞれについて見ますと、順次一万三千三百四十二円、一万四千円、一万一千八百五十七円となつております。いずれも一万円台前半の数字、返還額となつてございます。

こういった点から見ますと、このような返還方

式 자체、特に不合理なものとも言えないようにも考えられるところでございます。

また他方、返還方法についてでございますが、平成七年度からは、返還者の負担軽減の観点から、月賦による口座振替制度を導入しているところでございまして、毎月無理なく自動引き落としによる返還を可能としたところでございます。

これらの工夫改善を通して、奨学金が滞納する事がないように引き続き対応してまいります。

○旭道山委員 今の答弁で、やはりそういう十四年といふ年数を動かせないということですけれども、この点を考えただけでも返還期間の改善の必要性があると思います。

私はこの際、二十年以内となつておる返還期間を三十年以内に延長し、ただし繰り上げの返還を認めようなど強力的な制度の改革をすべきではないかと考えています。もしよろしければ御意見をお願いします。

○佐々木政府委員 これはこの際、二十年以内となつておる返還期間は三十年以内に延長し、ただし繰り上げの返還を認めようなど強力的な制度の改革をすべきではないかと考えています。もしよろしければ御意見をお願いします。

○旭道山委員 その返還期間につきましては、例えれば私学の自宅外の学部学生が修士課程までの貸与を受ける、あるいは博士課程で貸与を受ける、いずれも返還期間は二十年以内の返還期間となつておるわけでございまして、月賦あるいは半年賦、年賦のいずれかの方法を選択をして返還をするということとなつておるところでございます。

この返還期限を延長することについてでございま

す。

まず、返還金を確実に回収する、そういう見方から見た場合、余り長期にわたるということはいかがであろうかというふうなこともございま

して、御指摘の点につきましては慎重に検討をすべきものと考えておるところでございます。

○旭道山委員 答弁 本当にありがとうございます。

例えれば六年間貸与を受けた場合、合計で四百八十万円になる、そして返還期間は最長二十年となつておりますが、それをやはり本当に弾力的にやつてくれれば、また違った意味で御の字かと思ひます。

今、大学院への進学が増加して、国としても若手研究者の育成に力を注いでいると思います。大学院の学生は、学生という側面だけではなく、実質的には若手の研究者という側面も持つていてます。このような役割を持つ大学院の学生に対し、特に研究費の充実という点については制度的な面を含めて検討すべきだと思います。

幾ら奨学金の貸与を受けても、当然それだけで十分ではありません。特に大学院の場合は、学生に聞いたところ、予想以上に専門書などの文献をみずから購入しております、その負担が大きいといふ現実があります。こうした学術研究に携わる若い研究者のため、奨学金制度の充実とともに、研究費についてもあわせて改善をしていくべきではないかと思いますが、御意見をお願いします。

○兩宮政府委員 大学院は、学術研究の中心でございまして、また、研究者の養成ということでも大重要な役割を果たしていることは、委員御指摘のとおりでございます。

また、大学院の地位、役割ということを考えた場合に、先ほど御指摘のように、研究指導を受けるといういわば学生たるの地位ということが一つあるわけですが、特に博士課程の場合などになってまいりますと、ある程度独立した研究者としての状況に近づきつつあるわけでございます。

もちろん、いわゆる一気に碩学泰斗のような研究成果が出るわけではございませんけれども、しかし、将来の研究活動の基礎をなすよう、そういう重要な時期にも当たるわけでございまして、

その間におきます研究活動を何らかの形で支援していくということは大変重要なことであるわけでございます。

平成八年の七月に、ポストドクター等一万人支援計画というのが閣議決定も見ておるわけでございまして、これは、いわゆる大学院を既に出た者も対象にしておるわけではございますけれども、あわせまして大学院の博士課程に在籍している者、これもまた対象にしておるわけでございます。

具体的には、日本学術振興会の特別研究員制度というのがございまして、平成十年度予算案でございましたが、これを見てまいりますと、総採用者数二千四百四十分のうちに規模でございます。一人当たり月額で二十万二千円を支給する。また、あわせまして、科学研究費補助金の一部をその方々にも支給するというような扱いもしておるわけでございます。

また、平成八年度からは、リサーチ・アシスタンス制度というような制度も設けておりまして、これは、優秀な大学院の博士課程在学者をいわば研究補助者として参画させる、それに対する一つの待遇ということでございますけれども、二千五百六十二人に對しまして月額八万八千円を支給するというような施設を講じておるわけでございまして、御趣旨のような方向で今後とも関連施策の充実に配慮してまいりたいということです。

○旭道山委員 現場の方に本当にお金が回るようになります。それで、返還期日について質問いたしました。返還期日はいつから開始になると決められておりますので、私の手元に、秘書が持っている返還手帳があるので、それももらいます。

貸与終了後六ヶ月経過した、一年以内に第一回目の返還期日を定めればよいが、なるべく二月又は六月のいずれか都合のよい月を選ぶこと。

第一回目以降は毎年その定めた月が返還月となる。

となつていますけれども、返還方法については、年一回の振り込み方法から幾つかの改善がなされているのか、答弁をよろしくお願ひします。

○佐々木政府委員 奨学金の返還開始時期につきましては、日本育英会法施行令の第六条において、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六ヶ月後と規定されているところでございます。したがつて、先生御指摘いたいた点については変更がございません。

○旭道山委員 これまでやはり年賦払いが滞納の要因だと私は思っています。平成七年十月より、年一回の振り込みだったのが、口座振替にしたところにより、自分で返還しやすいと思われる方法で返還できるシステムが導入されました。さらに今後、段階的に拡充されると聞いております。

借りたら返すのは当然のことです。しかし、これは先ほど質問した返還期間の延長とあわせて、より返還しやすい制度にするために、今後もっと議論をしていただきたいと思います。

私は、こうした返還方法の改善にあわせて、返還期日の開始日について改善すべきだと思います。初任給が毎年上昇しているとはいって、一年目から返還するのは、現実、結構厳しい状況であると思います。月賦にせよ年賦にせよ、かなり負担となるのは変わりません。就職一年目では、ボーナスにしても勤続年数との関係で少なく、さらに業種によって給与の差もあるわけですから、せめて収入の安定してくる二年目を第一回目の返済日にしてほしい、それを私は提案したいのですけれども、御意見をよろしくお願ひします。

○旭道山委員 だから、急に職につく人間もいたいと思いますので、やはり柔軟な考え方を少し持つてくれば払う人間も助かると思いますので、よろしくお願ひします。

次に、日本育英会の余裕金の実態と運用状況についてお聞きします。

日本育英会などの政府関係機関などの運用先については、銀行への預金または郵便貯金と限定されていますが、規制緩和という観点から、今後の運用のあり方についてどのように考へておられるかお聞かせください。

それと、最近、金融機関の不祥事により、金融機関への信用は失墜していると言つても過言ではありません。余裕金の運用について厳正にしなけれ

ばならないと思います。

ところで、これまで余裕金の運用先金融機関には北海道拓殖銀行も含まれておりました。現在、その扱いはどのようになっているのか、また運用

の決定においてはどのような基準を設けているのかお聞きしたいです。あわせて御答弁をよろしくお願いします。

○佐々木政府委員 日本育英会の余裕金についてでございますが、余裕金は、業務遂行に際し、資金繰りの都合上、一時的に生ずる資金でございまして、主として、月ごとの奨学金の貸与を行うための政府貸付金から発生するものでございます。

この余裕金につきましては、日本育英会法第三十五条に基づいて運用をされておりまして、御指摘のとおり、法律上、銀行への預金または郵便貯金等に運用先が限定をされているところでございます。

実態いたしましては、すべて銀行への預金により運用をされておりまして、平成八年度では、延べ約一千四十八億円を、平均運用日数二十九日、平均利率〇・六%で銀行に預け入れ、約五千三百万円の運用益を得ているところでございます。

今回の法改正に際しましては、全国信用金庫協会、全国信用金庫連合会からの、余裕金の運用規定に関する規制緩和のための改正要望等を踏まえまして、また特殊法人の余裕金の運用方法についての最近の立法例に倣いまして、余裕金の運用方法について、文部大臣の指定する金融機関を追加することいたしておりますところでございます。

具体的にどのような形で運用先を決定するのかということでございますが、日本育英会では、育英会からの通知に応じて入札をしてきた銀行の中から最も条件のよい銀行を選ぶ、そういう方法で

余裕金を預け入れる銀行の決定を行つてあるところでございます。

先ほど申し上げましたように、余裕金というのは、主に毎月の奨学金の貸与資金について、返還金が見込みより多かつた場合等に生ずるものでございまして、預けておく期間も二十九日という短い期間となつておるところでございます。

○旭道山委員 最初の質問にまた戻りますけれども、奨学金制度は成績などの規制が多く、経済的に困難な人に対して事実上条件が厳しくなっています。これが実態だと思います。奨学金を必要とする一人でも多くの人に貸与できるようにするために、奨学金の採用については、成績重視から経済的困難度を重視する観点に重点を置いて運営していくべきではないかと思ひます。

そして、奨学金の貸与を受けている大学生の親の収入基準の設定についてはどのようになっています。例えば自営業の場合、どこまでが必要なのか。実は、収入認定のあり方との関係で採用、不採用の決定に不公平があるのではないかと聞いています。例えば自営業の場合、どこまでが必要なのか。実は、収入認定のあり方との関係で採用、不採用の決定に不公平があるのではないかと聞いています。

また大学院は、基本的に親の家計からの独立性が高いという観点から、修士課程では採用に当たつて成績がかなり重要視されているが、大学院に進学するためにさらに高いハードルを越えるわけです。若い優秀な学生であることに変わりありません。今後の日本の学術研究などの発展のためには、国として、安定して勉強に専念できるよう重視から経済的困難度を重視していくようにすべきだと思います。

御指摘のございました北海道拓殖銀行の件でございますが、同行につきましては、平成九年六月以来、運用先とはしていらないところでございます。

具体的にどのような形で運用先を決定するのかということでございますが、日本育英会では、育英会からの通知に応じて入札をしてきた銀行の中から最も条件のよい銀行を選ぶ、そういう方法で

例えば教育奨学金制度というような大幅な改善、拡大を行い、必要とする学生がきちんと採用されることが必要であると思いますが、大臣各位の御意見をお願いします。

○佐々木政府委員 家計収入の基準につきましては、世帯の収入総額から控除額を差し引いた額を基準といたまして、奨学生の選考、採用を行つておるところでございます。

世帯の収入総額については、給与所得者の場合は源泉徴収票等で、事業所得者の場合は確定申告書の控えなどで確認を行つておるところでございます。

また控除額につきましては、給与所得者の場合は、当初は所得税と同様の控除額としておりましたが、昭和六十一年以降、所得税上の控除額が改正されなくなったことから、その後の消費者物価指数や家計収入の上昇を踏まえた日本育英会独自の給与所得控除を設けており、事業所得者である場合と不公平とならないよう配慮してきていくところでございます。

大学院についての御指摘がございましたが、大学院につきましては、第一種奨学金の場合、大学、大学院における成績が特にすぐれた学生であって、経済的理由により修学が困難な者を対象としておるわけでございまして、学力基準につきましては、第一種奨学金の場合、大学、大学院における成績が特にすぐれ、将来、教育研究者、高度の専門性を有する職業人として活躍する能力があると認められる者等としており、学部学生に比べて弾力的なものとなつております。

また家計基準につきましては、平成四年度から親等の家計基準ではなく本人の収入に基づき判断をする等の工夫をし現在に至つておるところでございまして、大学院の場合、博士課程で約五割修

生課程で約三割の貸与率となつておるところでございます。

この前、アメリカのクリントン大統領が言った言葉がありまして、ちょっと述べさせてもらいます。アメリカでは、本年一月のクリントン大統領の一般教書演説で、大統領は次のように提言しています。

私は、ふさわしい学生には無償の奨学金を与えます。アメリカでは、本年一月のクリントン大統領の一般教書演説で、大統領は次のように提言しています。

○町村国務大臣 委員から数々の運用面あるいは制度面の改善についてのいろいろな御提言をいたしましたことを心から感謝いたしております。特に、返還の期間、返還方法あるいは入学金貸与

制度の創設、いろいろなアイデアを盛り込まれての御提言ございました。

今の日本育英会の奨学金、先ほど藤村議員の方からも御提起がございましたが、今のところは一応、学力基準と家計の基準といふわば二つの基準で選考することによって、限られた資金の配分というものを考えるという建前になつております。これをこの際、今旭道山委員言われたように、少しく抜本的に見直してはどうか、そしてその中でいろいろな改善を図つていいたらどうかという、発想の転換を含めての御提言もあつたわけでございます。

今、なかなか財政状況が厳しいということで、財政が厳しいと発想が貧困になるというのは大変悲しいことでございますが、もう少し財政のゆとりが出てくることを前提にして、いろいろ前向きに考えなければならないこと、根本的にまた見直さなければならぬこと、多々あるなど、今委員の御議論を伺いながら受けとめていたところでございます。

今後の大きな宿題として受けとめさせていただきたいし、これからも改善すべき点は率直にどんどん改善をしていかなければいけない、かように考えなければならないこと、根本的にまた見直さなければならぬこと、多々あるなど、今委員の御議論を伺いながら受けとめていたところでございます。

今後の大問題として受けとめさせていただきます。今後の大問題として受けとめさせていただきます。

この前、アメリカのクリントン大統領が言った言葉がありまして、ちょっと述べさせてもらいます。

私は、ふさわしい学生には無償の奨学金を与えます。アメリカでは、本年一月のクリントン大統領の一般教書演説で、大統領は次のように提言しています。

学生ローンについては、既に金利が下がり、返済やすくなっているが、新たにこの金利分を控除することにする。米国全土の家庭は、これからは預金を、無税の新たな教育IRA(個人退職預

事業の充実のため、資金の効率的運用を図るというものなんですか。その一方で、本来の回収がちゃんとできていない状況がある。先ほどの御説明ですと、どうも毎年二百二十四億円の未納金があるというふうにお聞きしているわけあります。

私は、なぜそんな未納金が出るのだろうかと不思議に思うわけあります。と申しますのは、奨学生手帳の中の「奨学金貸与の条件」この第十一の項目を読みますと、

連帯保証人は、本人と連帯して弁済の責を負うものとする。借用証書に署名する保証人は、本会が本人及び連帯保証人の所在を調査しても知ることができないとき、また本人及び連帯保証人が返還を履行できないとき、本人に代つて弁済の責を負うものとする。

つまり、保証人がいて、連帯保証人がいる、そして本人がいるわけであります。

本人が死亡した場合は免除されわけですが、とも、保証人と連帯保証人がいながら、なおかつ年間二百二十四億円の未納金があるというのは、もしかしたらば真剣に回収するという作業を積極的に行つていないのでないのかという疑惑が私はござりますけれども、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○佐々木政府委員 御指摘のとおり、平成八年度

末の滞納額は約二百二十四億円となつております。

滞納者につきましては、日本育英会といいましてもあとう限りの努力をしておるところでござります。

幾つか御紹介させていただきたいと思ひます

が、何といつても返還者の意識というものを徹底

する必要があるわけでござります。これにつきま

しては、從来から返還の重要性というもの周知徹底を図り、また返還説明会の開催などを行つておったわけでございますが、新たに出願説明会で返還についての説明を開始する、あるいは返還説明会用のビデオを作成するというふうな工夫もいたしております。また、当該学生の属する学校に

思議に思うわけあります。と申しますのは、奨学生手帳の中の「奨学金貸与の条件」この第十一の項目を読みますと、

連帯保証人は、本人と連帯して弁済の責を負うものとする。借用証書に署名する保証人は、本会が本人及び連帯保証人の所在を調査しても知ことができないとき、また本人及び連帯保証人が返還を履行できないとき、本人に代つて弁済の責を負うものとする。

つまり、保証人がいて、連帯保証人がいる、そして本人がいるわけであります。

連帯保証人は、本人と連帯して弁済の責を負うものとする。借用証書に署名する保証人は、本会が本人及び連帯保証人の所在を調査しても知ことができないとき、また本人及び連帯保証人が返還を履行できないとき、本人に代つて弁済の責を負うものとする。

つまり、保証人がいて、連帯保証人がいる、そして本人がいるわけであります。

三點目といたしましては、滞納者あるいは連帯保証人等に対する早期督促体制でございます。従

前は、連帯保証人にに対する督促は二年以上滞納し

た場合に行つておつたわけでござりますけれど

も、これを一年で督促をするということいたし

ております。また、三年未満の滞納者に対する督促状を送付していただけでございましたけれど

も、六ヵ月以上滞納した場合には速やかに電話で

督促をするということで、早期の督促体制という

ものを整えたというふうなこともござります。

また、育英会の組織といいたしましても、請求を

担当している課や係の体制を見直して、直接請求

を行ふ要員の確保を図る、その意味での事務処理

体制の整備も行つておるところでございまして、

貸与制の趣旨に沿つて返還金が確実に回収される

よう、育英会としても引き続き努力はしてまいり

ますし、文部省としても、育英会に対しさらに強

く指導をしてまいりたいと考えておるところでござります。

○松浪委員 この日本育英会法の一部を改正する法律案が通つたとすれば、どれだけのお金が余

てくるのか、ちょっと教えていただけますか。お

およそで結構です。

○佐々木政府委員 育英会への返還は、大学を卒業後返還を行つていくことになりますので、平成

二十八年に大体全額、トータルが見えてまいるわ

けでございますが、トータルでは百十億円という

数字でござります。

○松浪委員 この改止する法律案を見せていただき

いたとき、私は、年間二百二十四億円取ることが

できない、だからどこかで損失を補てんするため

にお金を取つてこなければいけない、そこでこの

よう改正されるのかというふうな疑問を持つてお

りましたけれども、るる御説明を聞いていて、

お金を取りたければいけない、そこでの

返還の方法でございますけれども、從来

はボーナス時等の年賦払いであつたわけで、一回

にまとまと支払いをする、返還をするというこ

とから滞納につながりやすいという側面もござい

ましたので、口座振替による月賦払いを主な返還

方法にすると、いうことで、平成十年三月に貸与を

終了する者全員にこの手続等の改定を行つておる

ところでございます。

三點目といたしましては、滞納者あるいは連帯

保証人等に対する早期督促体制でございます。従

前は、連帯保証人にに対する督促は二年以上滞納し

た場合に行つておつたわけでござりますけれど

も、これを一年で督促をするということいたし

ております。また、三年未満の滞納者に対する督促

状を送付していただけでございましたけれど

も、六ヵ月以上滞納した場合には速やかに電話で

督促をするということで、早期の督促体制という

ものを整えたというふうなこともござります。

また、育英会の組織といいたしましても、請求を

担当している課や係の体制を見直して、直接請求

を行ふ要員の確保を図る、その意味での事務処理

体制の整備も行つておるところでございまして、

貸与制の趣旨に沿つて返還金が確実に回収される

よう、育英会としても引き続き努力はしてまいり

ますし、文部省としても、育英会に対しさらに強

く指導をしてまいりたいと考えておるところでござります。

○松浪委員 この日本育英会法の一部を改正する法律案が通つたとすれば、どれだけのお金が余

てくるのか、ちょっと教えていただけますか。お

およそで結構です。

○佐々木政府委員 一般的に申しまして、返還途

中に不幸にしてお亡くなりになるというケースが

それほど多いというふうには考えられないところ

でございます。また、学生が奨学金を借りる場合

には学業基準と家計基準によるわけございまし

て、経済的な困難性ということに着目して奨学金

の貸与が行われるわけございます。

その際、加えて生命保険の掛金を負担するとい

うようなことが妥当かどうかということについて

も、この問題は考えなければならないと思ってお

るところでございまして、一つの御提案として受

けとめてまいりたいと思っております。

○松浪委員 今回の返還免除制度の改正が、取り

やすいたところから取るという批判を受けないため

にも、滞納となつている分をしつかり回収するよ

う努力されることを切望いたします。

○松浪委員 今回の返還免除制度の改正が、取り

やすいたところから取るという批判を受けないため

おりましたけれども、るる御説明を聞いていて、

お金を取りたければいけない、そこでこの

よう改正されるのかというふうな疑問を持つてお

りましたけれども、るる御説明を聞いていて、

お金を取りたければいけない、そこでこの

よう改正されるのかというふうな疑問を持つてお

昨今、子供の体力が落ちてきた、これはもはや初等教育機関でのまくら言葉にもなっておりませんけれども、なぜ子供の体力が落ちてきたのか。私は、このことは大変大きな問題であるというふうに認識する一人であります。と申しますのは、衆議院議員四百九十九名のうち、体育学士の称号を持つのは私一人だけでございますので、私はその視点から杞憂の念を持つものであります。体力テストの見直しが初めて行われる。そこで、懸垂と逆上がりが体力テストからなくなってしまう。これは九八年度に試行し、九九年度に導入しようということでありますけれども、局長、その理由をお尋ねします。

○工藤政府委員 体力・運動能力調査につきましては随分古くからやつてございまして、特に小学校段階のものは昭和三十九年からでございます。これまで毎年のテストで累積のデータはあるわけですが、ございましょうけれども、御承知のように三十九年でござりますから、随分前からものがそのまま使われいいのかどうか、専門家の方々のお知恵をいただいて見直しをいたしました。その結果、ある程度の年齢段階のくりくりでござりますとか、テストの内容でござりますとかいうことにつきまして、試行しながら現代的なものに改めていこうということをございます。

○松浪委員 近代的なものに改めていくといふことですけれども、懸垂や逆上がりが姿を消すのは、子供たちは一回もできないから、もはやテストをする必要がないということなんですね。

文部大臣、我が国の子供は鉄棒で懸垂ができる、逆上がりができる、だから体力テストからそれをやめるというのです。このことについてちょっと所見をお伺いできますか。

○町村国務大臣 私も小さいころからやや体重がオーバーウェイトでありまして、率直に言うと余り懸垂は得意ではございませんでしたが、上手な方もたくさんいたのを覚えております。

今、種目を入れかえるというようなお話を、私も先般ちょっとその話を聞きました。率直に言つ

て不思議だなと思つたわけでござりますが、皆さうはある意味ではよりやりやすい種目に變えるということならば、それもやむを得ないのかなと思つたりもいたしました。

ただ、だからといって懸垂に必要な、逆上がりに必要な筋肉を鍛えなくていいとか、そういうことではないで、やはり人間としてバランスのいい、健康を保つための体じゅうのバランスのとれた筋肉の發達とでもいいましょうか、そういうものが必要であることは、別に入れかわったからといつて変わるものではないのだろう、かように受けとめております。

○松浪委員 大臣の答弁のとおりであると言えるわけですけれども、専門家の立場からしますと、懸垂というのは自分の力で自分の体を支える、逆上がりは自分の力で自分の体をコントロールする。自分の体を自分でコントロールできない者は、自分の心を自分でコントロールできなくなる。ブツツンする、キレた、このような言葉が新聞紙上を躍らせておりますけれども、その前に、我が国の子供は自分の体をコントロールできないいるということを忘れてはならない、私はこのように思うわけであります。そして、そのことに対しで初等教育機関の先生方は何の疑問も持たれていない。

御案内のように、昨今、初等教育機関におきましては、先生の比率は女性の先生が増加してまいりました。喜ばしいことであります。しかしながら、体育の授業がある。そして学習指導要領というものがある。果たして女性の先生方がきちんとこの学習指導要領にのつとつて体育を指導することができるだろうか。私は難しい一面があるのではないか。そして、体育という科目は、芸術、いわゆる美術、音楽、これらと同じように小学校においても専科教員を置かないことはきちんとした体育の指導ができるのではないのかといふうに痛感しております。

そこで、文部省からいただいた資料によりますと、現在、小学校の体育の専科教員がどれぐらい

いるのか。小学校ですが、全教員数四十一万三百八十四人のうち、体育の専科教員は全国でわずか八百名であります。比率からすれば〇・二%にしかすぎません。子供がきちんととした体育の授業を学習指導要領にのつとつて受けることができないでいるということに、私は大変な危機感を持つておりますし、昨今のナイフ等の殺傷事件、暴力事件、あるいは薬物によるような事件等は、きちんとした身体教育が初等教育機関の中で行われていないところに起因するのではないか、このように思うものであります。

そこで、小学校の体育の専科教員を本気になつてふやさなければならぬ、私はそのように考えるわけですけれども、文部大臣に所見をお尋ねしたいと思います。

○工藤政府委員 やや細かいことになりますので、私の方から御答弁させていただきます。

御承知のように、小学校の教科の御指導は、小学校段階では、一人の先生が、器用にと言つては語弊があるかもしれません、すべての教科を一応担任するということになつてゐるわけでございますが、そではないましても、美術でございますとか図工でございますとか、先生御指導の体育のような部分については、一部専科教員という制度をとつてゐるわけでございます。

八百人、約〇・二%という数字が多いか少ないかというのはござりますけれども、日ごろ専科教員でなくともいろいろ御指導いたなつてゐる部分があるわけでござりますし、また、既に御承知のように、外部の指導者の方をお迎えして教えていただく、御指導いたなくという制度も、特別非常勤講師制度あるいは特別免許状制度という形であるわけでございます。

そういう制度も活用しながら、しかも子供たちの体力、運動能力の低下というのはゆゆしいお話をございまさし、また、先生が御提案議員となつていらっしゃつて、もつと地域のスポーツの振興を図らうじゃないかといろいろ御心配、御支援いただいているわけでございますけれども、子供た

ちのこれから体力、運動能力の向上を考えますと、単に学校だけではなくて地域におけるスポーツ環境の充実も含めまして、私ども、今後とも努力してまいりたいと思つております。

○松浪委員 いずれにいたしましても、小学校の体育の専科教員をふやす、そういう方向で努力をしていただきたいと希望しております。

と申しますのは、先生がすばらしい演技を見せてくれた、技術を見せてくれた、これが一つの感動となつて、子供たちの大きな動機づけとなります。この動機づけがきちんとできないから、懸垂ができない、逆上がりができない子供たちが当たり前になつてしまつた。このことを私は大変残念に思いますし、やはり知識だけではなくて体力といふものも極めて大切であるということを、これは文部省の皆さん方は十分御認識であろうかと思うわけです。

そこで、学習指導要領における保健体育の内容等を見ますと、一年生から六年生まで、この指導要領の中にゲームという項目はあるのですが、格闘技が一つも入っていない。わかりやすく言えば、今の日本の小学校では相撲をとらない、とらなくとも構わないというふうになつております。つまり、小さいときから子供たちが暴れっこする、もちろん鬼ごっこは入っておりますけれども、体と体を接して遊ぶというような種目は体育の授業ではないのです。

つまり、このスポーツ、これをやらないと、友達がどれだけの体力があるのか、強さがあるのか、技術があるのか、これを理解することはできない。また、自分はどういうことができるのか、どの程度の力があるのか、能力があるのか、これもわからない。常に友達と距離を置いてつき合わなければならぬ、そういうふうな学園生活になつておられません。なぜならば、家に帰ればたくさんの兄

弟がいた。だから兄弟で相撲ごっこをしておれば済んだわけですが、現在は子供の数がうんと少なくなってきた。一人の女性が産んでくれる子供の数はわずか一・四三人であります。東京都においてはわずか一・一というふうな数字もございますから、生涯日本人でありながら相撲をとらないで終わってしまうということになってしまいます。

今、いろんな器具がありまして、体育館の中でも相撲をとろうと思えばとれることができる、そういう簡便な土俵も売られているわけですから、なぜ指導要領の中に国技とうたわれる相撲を、肌と肌を接するスポーツをきちんと明示しないのか。もしかしたならば女性の先生方が多いから相撲を入れることができないのか。

これはお聞きするまでもありませんけれども、私の方から、相撲をきちんと学習指導要領に入れたいと思います。このようにお願いするわけですが、体育局長、いかがでしょうか。

○工藤政府委員 あるいは事前に先生にお届けした私どもの資料が必ずしも十分でなかったかもしれません。御承知のように、学習指導要領は、教科といいましょうか学校でのカリキュラムの大綱を定めてございまして、その中で、小学校低学年、中学年につきましての体育の枠組みにつきましては、大きく二つ、つまり、先ほど先生がおっしゃいましたゲームというほかに基本の運動というカテゴリがございます。

その基本の運動の中で、力試しの運動あるいは器械器具を使っての運動、走る、跳ぶの運動とかいろいろあるわけでございますが、そういう運動を子供の発達段階に応じていろいろやつていきました。そういうのが学習指導要領の趣旨でございまして、それを幾らかみ碎いたものにそれぞれの教科の指導書といつのがございます。

指導書の中で、各学校にかみ碎いてお話ししておりますのは、今申し上げました基本の運動の中での力試しの運動というカテゴリがありますけれども、その中で、小学校の低学年について申しますと、第一学年、第二学年での力試しの

運動の例といたしましては、人や物を腕や体で力

すもう」という例も一つ出しているわけでござります。中学年の例では、相撲の関係で申しますと、「押し合いすもう」という例示がござります。また高学年、五、六年の学年にについては、「押し、突き、寄りを用いてのすもう」という例示がございまして、相撲に類似した運動は推奨しているところでございます。

○松浪委員 日本人が相撲をとらずに類似した相撲しかとれない、これでは日本人ではない。きのう、私はモンゴルの大使とお話をしておりました。大使は馬に乗れるのですが、このようにお聞きしますと、代議士、それは失礼です、私はモンゴル人ですから馬に乗れるのは当たり前です。しかし、ボフという蒙古相撲にも興じます、こう言われました。あなたは日本人ですか、日本人ですか、相撲をとられますが、いいえ、押し相撲だけです、これでは日本人とは言いがたい、こういうふうに思いますが、私たち日本人が日本の身体文化を初等教育機関で理解しないというのは甚だ残念であると、いうふうに言わせていただきます。

次に、小学校三年生、四年生では、ポートボール、ラインサッカー、ハンドベースボールというものを球技として行います。このハンドベースボールというのは何かと申しますと、自分の腕を伸ばして、これをバットがわりにして野球をする。大きなボールでやるわけですが、これが初めて野球あるいはソフトボールらしいものに接する最初のスポーツであります。

我が国がなぜこれだけ高度経済成長をなし得たかといえば、実は日本人の手の器用さ、手の文化がもたらした遺産であります。大きな物をこの器用さで小さく加工し、そしてそれを諸外国に売ることによって、この国が栄えてまいりました。

ということは、ゲームの中にも手の器用さをうなづかれております。これから、今お話をありました、手の器用さを培うためにもソフトボールやティーボールをといふお話をございます。これも、小学校段階でどう

たう、その象徴的なものが実はこの国では野球であります。

たまに、これが早くからやらせることによつて、機転がきいたり、あるいはいろんな運動神経を助長させることができるし、器用さをもチー

トボールあるいはティーボールについて申しますと、打つとかとるとか、あるいはソフトボールの場合には投げるとかということも含め、ほどの種目に比べますと比較的高度な技能が要求される種目でございまして、今のところは、ソフトボールについては高学年の位置づけになつて、ほかの種目に比べますと比較的高度な技能が要求される種目でございまして、今のところは、

それはティーボールと言われるゲームでありますけれども、このティーボールは室内でもできる、それぐら安全なボールゲームでありますし、柔らかいボールを使つております。私は、小学校三年生、四年生の中でのハンドベースボールと一緒にテイーボールの導入を考え、早く男性も女性もこれからのゲームに親しむような計らいをしていただきたいというお願いをいたしますが、局长、いかがでしょうか。

○工藤政府委員 先ほどの御答弁にちょっと補足いたしますと、相撲を全く取り上げていないということではございませんで、学校での正規の体育授業といたしますと、個人に応じた教育でございますから、学校のそれぞれの工夫でいろいろな教育活動ができるわけでござりますけれども、少なくとも小学校段階、低学年から高学年にかけては結構発育の状況等にも個人差が多うございます。そういう中で、ぱらぱらに行うという部分もございますけれども、ある程度、それぞれの発達の程度に合わせたカリキュラムはどうあつたらいいかということで先ほどのような指導書の体系になつてゐるわけでございまして、御承知のように、少年少女相撲大会というのも、学校単位ではございませんけれども、全国レベルで毎年開かれているような状況もございますし、小学校段階での相撲ファンも大変多いわけでございます。

いろいろと申しましたけれども、私は、時間が参りましたので、きょうの質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○高橋委員長 次に、石井郁子さん。

○石井(郁)委員 育英会奨学金の拡充が緊急に必要であることは、これまでの議論でもいろいろ示されましたところでございます。とりわけ地方から都市部の大学へ子供を進学させております家庭にとりましては、奨学金を受けられるかどうかというの、もうせつば詰まつた問題になつてゐると私

て採用される者の割合、数というものが非常に少なくなつておるわけでございます。また、教員給与につきましても、人材確保法による改善によりまして、一般の公務員と比較して優遇されたものとなつておるわけでございます。

このような諸般の状況を見ますと、奨学金の返還免除制度が教員の人材確保を図る上で果たす役割というのは薄れてきているということと言えようかと思うわけでございまして、その見直しについては、これまで再三、臨調以来指摘がなされてゐるところでございます。

今回、法改正をお願いしておりますのは、こういった状況を踏まえ、かつ奨学金が本来貸与制であることも考慮をし、厳しい財政状況の中で、育英奨学事業の充実を図るために資金の効率的運用を図る必要がある、そういう観点から、大学学部等の返還免除制度を廃止することいたしておりますのでございます。

○石井(郁)委員 私ども、いろいろな政策を決める際に、関係する方々あるいは専門家の声を幅広く聞きながら政策を決めていく、そして最終的には、予算なりあるいは法律改正なりという形で、当然のことではございますが、衆参両院の委員の皆様方に御審議をいただき、お決めをいただくといたのでありますから、そういう専門家の意見を聞いて物事を決めるのはいかぬと言われますと、なかなかこれは、文部行政は、もう執拗にといふのはちょっとと余りいい表現ではないですね、かなり丁寧にいろいろな審議会その他で各界の御意見を聞いて物事を決めるという意味では、極めて民主的な意思決定をとっている、こう思つておりますので、その手法がどうもいかぬと言われると、いささか返答に窮するわけでございまして、そこ

は民主的なプロセスを経て政策が決まるという意味でひとつ御了解をいただければと思っております。

○石井(郁)委員 私は、もちろんそういう調査研究協力者会議、専門家の会議を否定するものではございませんけれども、しかし今、審議会の方とか、それから行政との関係だとかというのではなく、いろいろ検討はされしかるべきではないのかという点もありますので、これは指摘させていただきました。

さて、教育職への返還免除制度は、極めてハードルの高い給費の奨学金制度だというふうに思つのですね。大学卒業から二年以内に教職につく十五年間継続して勤務して初めて全額免除となるわけであります。これは大変な努力を要することだというふうに思います。私も、免除がある職に就職した者なんですね。

ですから、このハードルを低くする。例えば返還免除職を広げる。研究職についても、学部や高等専門学校での貸与分を免除するなど、ハーハードルを低くすることこそ日本の奨学金制度に求められているのではないかというふうに私は考えるわけでもござります。

アメリカの例なども先ほど来るる出でておりますけれども、アメリカでは奨学金四兆円の予算で、学生の九割以上、千三百万人が受給しているわけでもあります。五百三十万人が給付です。イギリスでは、学生総数の七割が給費の奨学金を受けています。ドイツでは半額が給費です。フランスはすべて給費制。しかも、イギリス、ドイツ、フランスは、授業料徴収はないというわけです。

日本では、高い学費のもとで、育英奨学生が学費の約一割であります。欧米並みの奨学金制度こそ必要だというふうに思います。給費の奨学生数の約一割であります。修士課程とも貸与を受けなければ六百万円ですね。学士課程の貸与だけでも二百万円であります。修士課程の貸与を受けていれば八百万から九百万に上るというわけです。こんなことなら奨学金を受け

○町村国務大臣 きょう一日の御議論を通じまして、それぞれのお立場から、今の日本の奨学金のあり方について、その不十分さ、あるいは改善を要すべき点につきましての御指摘をいただきました。

率直に言いまして、私も今の日本の奨学金の姿が決してこれで十分であるとは思つておりません。量的にもまた質的にも、さらに拡充強化を図つていただきたいというふうに思つてゐるところであります。さて、ささやかではあるかも知れませんが、本年度の予算の中でも、大学院の貸与人員の増三千四百名とか、あるいは高校在学中に奨学金を予約する予約採用の増二千人、あるいは私立大学の貸与人員増千人、専修学校専門課程の貸与人員の増千六百人、こうした改善も図つてゐるところでございます。

ただ、絶対的な水準でいえば、委員御指摘のように、これで十分であると私どもも考えておりませんので、そもそも奨学金のあり方という根本的な考え方を見直してはどうかという貴重な御指摘も、きょう各委員からいただきました。そうしたことでも含めて、さらに真剣にこの問題を考えていき、できるだけ早い機会にいい答えをつくらなければいけないな、こう思つてゐるところであります。

○石井(郁)委員 返還免除制度の拡充というのには、緊急の措置としても必要だというふうに思われます。研究職の場合、引き続き免除職ではありますけれども、指定された研究職のポストが少ないのです。なかなか就職できません。返還免除制度によりますと、卒業後二年特例で五年以内に免除職につけないと適用されません。就職できず、収入も不安定であります。ところが、奨学金の返済は迫られるわけですね。

この返済金額がまた非常に多額であります。博士課程とも貸与を受けなければ六百万円ですね。学士課程の貸与だけでも二百万円であります。修士課程の貸与を受けていれば八百万から九百万に上るというわけです。こんなことなら奨学金を受けなければよかつたという声さえ大学院の間から寄せられています。

私は、これは人材育成どころか研究への意欲方に伺つても、大学に進みたいという希望はある方と、それから行政との関係だとかというのではなく、さらには人材育成どころか研究への意欲もそぐ、もう借金地獄に若き研究者を突き落とすよりも、有能な学生が断念することに本当に心痛むというお話をよく伺つています。

文部省は、今、研究職を大変重視しているわけですから、あるいは大学院の養成を重視しているわけですから、本年度の予算の中でも、大学院の貸与人員の増三千四百名とか、あるいは高校在学中に奨学金を予約する予約採用の増二千人、あるいは私立大学の貸与人員増千人、専修学校専門課程の貸与人員の増千六百人、こうした改善も図つてゐるところでございます。

ただ、絶対的な水準でいえば、委員御指摘のように、これで十分であると私どもも考えておりませんので、そもそも奨学金のあり方という根本的な考え方を見直してはどうかという貴重な御指摘も、きょう各委員からいただきました。そうしたことでも含めて、さらに真剣にこの問題を考えていき、できるだけ早い機会にいい答えをつくらなければいけないな、こう思つてゐるところであります。

○佐々木政府委員 まず、免除職への就職期限でございますが、原則として卒業後一年以内に就職することとされ、本人の意思によらず就職できないような場合にはさらに一年以内で就職期限を延長できる、こういう扱いとなつておるところでございます。

さらに特例といたしまして、大学などで研究を直接補助している者、外国の学校に在学し、または研究している者、日本学術振興会の特別研究員の場合は研究員については、卒業後五年間までの猶予が認められているところでございます。

この就職期限を弾力化すること、あるいはその範囲を拡大することについては、免除職への人材誘導の効果というものについて十分考慮しながりたいと考えておるところでございます。

なお、博士課程に係る奨学金について、貸与制度ではなくて給費制にしてはどうかというふうな御意見もあるということは承知はしておるわけでござ

ざいますが、厳しい財政状況の中で、大学院の学生を中心に貸与人員の増を図っていくことが喫緊の課題であるというふうに現在考えておるところでございまして、貸与制のもとで人員の拡充及び貸与額の増額についてさらに努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○石井(郁)委員 大学院生の奨学金の貸与の額といふのは本当に大きなものでございますから、私は何とかして救済の道を考えなければいけないと思うのですね。二年後に就職して免除される方と免除されない方とでこの開きというのは表現していいかわからない、天と地の差ほどあるわけでしょう。これは院生自身だってこんな不合理なことはないと思っているのですね。だから、何とかここら辺は知恵を尽くしていただきたいというふうに思います。

次の問題ですけれども、返還免除を縮小して回収額をふやすということですが、奨学生の採用数の増に直結するのかという疑問もあるわけでございます。無利子の第一種奨学金の事業費に占める政府貸付金の割合はどうなっているでしょうか。お示しいただきたいと思います。

○佐々木政府委員 無利子の奨学金に占める貸付金の割合でございますが、平成元年度が五五・七%、平成五年度が四八・八%、平成十年度が四四・四%と、次第に低下をしておるわけでござります。

他方、貸付金の額は年々増加をいたしております。これは、返還回収金の増が貸付金の増を上回っていることから、無利子奨学金の事業費総額に占める貸付金の割合が減少している。その結果、先ほど申しましたような形でペーセンテージが低下をしておるということございます。

○石井(郁)委員 今数字をお示しいただきましたように、育英会の回収額がふえるにつれまして政府の貸付金の割合は減少しているということが如実にあらわれています。

返還金から貸与に回した額は、八九年が約五百七十八億円、九八年が予定額で約千百十四億円で、

五百三十六億円の増額なんですね。それに対してもございまして、貸与制のもとで人員の拡充及び月額の増額についてさらに努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○高橋委員長 部に聞かれるわけであります。

○山本委員 楽学生の増加が必要だということが強調されておりますけれども、政府貸付金の割合を減らしたことをお尋ねしておきたいと思います。

○佐々木政府委員 御案内のように、一種奨学金の事業は政府からの貸付金と奨学卒業生からの返還金によって行われておるわけでございます。そ

の両者を合わせた額が事業費総額として貸与事業に回るわけでございますが、平成元年度で申しますれば、事業費総額は一千三百二億円、平成五年度は一千五百六十二億円、平成十年度は二千五億円となつてございます。

このように、政府貸付金の額を充実をすると同時に、その貸付額が多くなっております。それに伴いまして返還金もふえておる、そういう相互作用の中で事業費総額が年々増加が図られておるところでございまして、文部省といたしましても、引き続き貸付金の増に努めつつ、返還金の着実な回収を図る、それを通じて事業費総額がさらに拡大するよう努力をしてまいりたいと思っておるところでございます。

○石井(郁)委員 経済大国日本と言われてきましたが、学費は最高、しかし奨学金は最低という水準というものは情けない限りであります。このままでいくと、二十一世紀の高等教育がどうなるのかもという思いがいたすわけであります。教育予算は未来への投資ですから、抜本的な改革が必要だ

ります。

○高橋委員長 これまで貸付金に対する期待は、育英会から貸与される奨学金は、原則として卒業後一定の期限内に返還することとされておりますが、特例として、大学、高等専門学校で貸与を受けた者が教育職についた場合に返還を免除できることといたしております。この返還免除制度は、戦前の師範学校の給費制度を引き継いだものであり、これまで、学校教育分野に優秀な人材を確保する上で大きな役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、近年の公立学校教員等の採用状況や、教員の給与が一般の公務員と比較して優遇されていることを考えると、さらに、これに加えて奨学金の返還免除まで行わなければ教員に人材を確保できないという状況ではなくなってきております。

○高橋委員長 本來、育英奨学事業は、給与で行われるべきであります。欧米諸国では、奨学金は給与が基本であり、奨学生の人員も日本をはるかに上回る規模を図つていくためには、資金を効率的に運用する

必要があります。返還免除の廃止により、返還金をふやし、将来の学生のための資金として使うことが不可欠となっています。

○田中(眞紀子)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、日本育英会法の一部を改正する法律案の賛成の討論をいたします。

高等教育の規模の拡大が急速に進み、現在、大學への進学率は五〇%に迫っております。子を持つ親の教育費の負担を軽くする上でも、学生本人が借りて学生本人が返すという日本育英会の奨学金の重要性は高まつてきております。

また、学術研究の進展に対応した研究者養成や、社会、経済の変化に対応した高度な専門的職業人の養成のニーズも高まつており、大学院についての育英奨学事業の充実も求められております。

このように、日本育英会の奨学金に対する期待は高まつております。今後とも、貸与人員の拡充や貸与月額の増額など、育英奨学事業のより一層の改善充実を図つていくことが急務となつております。

○高橋委員長 次に、山原健二郎君。

○山原委員 私は、日本共産党を代表して、日本育英会法の一部を改正する法律案に反対の討論を行つたものです。

反対の第一の理由は、教育職には優秀な人材の確保が引き続き必要であり、この目的で長年にわたりとられてきた返還免除制度を縮小することは、不合理きわまりないということであります。

育英会奨学金の返還免除制度により、奨学金の全額または一部の返還が免除された者は、制度創設の一九五三年度から九三年度まで、約四十七万七千人に上り、人材確保の面で大きな役割を果たしてきました。

本制度をめぐっては、拡充あるいは堅持を求める附帯決議が本委員会及び参議院の文教委員会において繰り返しなされ、文部省においてもその有効性を認めてきたところであります。

不登校、いじめ、また不幸にして広がりを見せている子供たちの殺傷事件など、学校教育をめぐる状況は困難さを増しており、教職につく者を支援する意味でも返還免除制度は堅持すべきであります。

また、財政構造改革の推進が求められるなど、現下の厳しい財政状況の中で育英奨学事業の改善を図ついくためには、資金を効率的に運用する

かかるに我が国では、貸与制を基本とし、八四年には3%の利子をつけて返還するという有利子の奨学金を導入したのであります。その上に今回、事実上の給与であった返還免除を学部及び高等専門学校での奨学金について廃止するというのであります。まさに奨学金制度の後退に次ぐ後退であり、諸外国の流れにも逆行するものと言わなければなりません。

教育基本法が言う教育の機会均等の確保の上からも、育英会奨学事業の量、質とも拡充を強く要求しまして、反対討論を終わります。(拍手)

○高橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○高橋委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、日本育英会法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高橋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高橋委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、河村建夫君外五名から、自由民主党、民友連、平和・改革、自由党、日本共産党及び社会民主黨・市民連合の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。富田茂之君。

○富田委員 私は、自由民主党、民友連、平和・改革、自由党、日本共産党及び社会民主黨・市民連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきま

す。

日本育英会法の一部を改正する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、育英奨学事業の重要性にかんがみ、左記事項の実現に適切な措置を講ずるべきであ

一 憲法、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等の実現のため、育英奨学制度の拡充に努めること。
二 育英奨学事業の予算の増額を確保し、貸与人員、貸与月額の拡充に努めるとともに、貸与金額・貸与方法の多様化についても検討すること。

三 大学等への進学の希望を持つ者が安心して進学のための勉学に取り組めるよう予約採用に比重を置いた拡充を行うとともに、奨学生の選考については、経済的基準についてその収入限度額を大幅に引き上げるよう努めるとともに、学力基準の弾力化に努めること。

四 奨学金受給者数の国公立と私立との格差のは正に努めること。

五 研究者の養成・確保が、我が国が科学技術創造立国として存立するための最優先課題とされ、大学院に優秀な学生を確保するための経済的支援の充実が緊急の課題となっていることには、かんがみ、大学院学生に対する育英奨学事業の一層の充実を図ること。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高橋委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、文部大臣から発言を求めておりますので、これを許します。町

村文部大臣。

○町村國務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

【報告書は附録に掲載】

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 次回は、公報をもってお知らせすこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十九分散会

平成十年四月九日印刷

平成十年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P